

# 史跡 若杉山辰砂採掘遺跡 保存活用計画



令和4年(2022)  
阿南市

## 序 文

阿南市は、四国の最東端に位置しており、四国で一番最初に朝日が昇るまちです。那賀川水系により形成された沖積平野とリアス式海岸を持つ臨海部、そして四国山系の東端に連なる山地からなる自然豊かな場所であり、また臨海部には日本有数の企業が立地する産業都市でもあります。まちづくりに関しましては、LEDの世界トップシェアを誇る化学企業を地元を持つ強みを生かした「光のまちづくり」、あるいは少年から還暦まで100を超える野球チームを有し、古くから野球が盛んな土地柄を生かした「野球のまちづくり」など、特色ある取組みを進めています。その一方で、戦国期に、この阿南の地より第14代室町幕府将軍が出た「阿波公方」や、戦国期から江戸時代に活躍した「阿波水軍」等の歴史遺産も数多くあり、近年では、「四国遍路」の世界遺産推進の取り組みの中で、本市では多くの遍路道が国の史跡となっております。

若杉山辰砂採掘遺跡は令和元年10月16日に国史跡に指定されました。本史跡は現在のところ全国唯一の弥生時代後期から古墳時代初頭にかけての辰砂採掘精製遺跡です。弥生時代後期から古墳時代初頭、日本列島では墳墓の石室や石棺に水銀朱等の赤色顔料を大量に使用する葬送儀礼が流行しており、この背景には古代中国の神仙思想の影響があったと言われています。中国の歴史書「魏志倭人伝」にも、魏と倭国、双方間で丹（辰砂）が贈答品として贈られていた記述や、倭国の山に丹（辰砂）を産出する場所があったとする記載があり、当時朱の需要は高く、若杉山での辰砂採掘はこのような事柄から開発が始まった鉱山の1つであったと考えられています。

国史跡の指定を受けて、保存管理、活用、整備等の様々な課題を解決すべく、「史跡若杉山辰砂採掘遺跡保存活用計画」を策定いたしました。今後は本計画に基づき関係者や市民の御理解、御協力を得て、適切に保存管理、活用、整備を進めて参ります。

最後になりましたが、策定にあたり「史跡若杉山辰砂採掘遺跡保存活用策定委員会」の委員の皆さまをはじめ、文化庁、徳島県からの貴重な御指導、御助言を頂き、多大な御支援を賜りました。ここに関係者の皆様に心よりお礼申し上げます。

令和4年3月

阿南市長 表原立磨

## 例 言

- 1 本書は徳島県阿南市に所在する、史跡若杉山辰砂採掘遺跡の保存活用計画書である。
- 2 この保存活用計画策定事業は、令和2年度から令和3年度まで2カ年にわたり国庫補助事業として実施した。
- 3 本業務の事務は、阿南市市民部文化振興課が行った。
- 4 本事業の実施にあたっては、文化庁及び徳島県未来創生文化部文化資源活用課の指導・助言を受けた。
- 5 本書の執筆については、「史跡若杉山辰砂採掘遺跡保存活用計画策定委員会」における協議結果を踏まえ、文化振興課文化財係長向井公紀が担当した。第2章第1節第3項「地質」については石田啓祐氏（徳島大学大学院名誉教授）の玉稿を賜った。
- 6 本書の作成にあたり、作図等の業務支援を「㈱四航コンサルタント」に委託し実施した。

# 目次

序文

例言

目次

## 第1章 保存活用計画の沿革と目的

---

第1節 計画策定の沿革	1
第2節 保存活用計画の位置付け	2
第3節 計画の目的と対象範囲	
第1項 計画の目的	2
第2項 計画の対象範囲	3
第4節 保存活用計画策定委員会の設置と経緯	
第1項 保存活用計画策定委員会の設置	4
第2項 経緯	6
第5節 計画の実施	7

## 第2章 史跡をとりまく環境

---

第1節 阿南市の概要	
第1項 位置と交通	8
第2項 地形	11
第3項 地質	12
第4項 植生	14
第5項 動物	15
第6項 気候	16
第7項 災害	17
第8項 人口	18
第2節 阿南市の歴史と史跡周辺の文化財	
第1項 阿南市の歴史	19
第2項 指定文化財	21
第3項 周辺の遺跡（埋蔵文化財包蔵地）	22
第4項 近現代における地下資源採掘	22

### 第3章 史跡の概要

---

第1節 史跡の立地	24
第2節 指定の状況	25
第3節 計画の目的と対象範囲	28
第4節 遺跡の概要	
第1項 遺構	33
第2項 遺物	35
第5節 構成と年代	37

### 第4章 史跡の本質的価値

---

第1節 史跡の本質的価値	42
第2節 史跡の構成要素	
第1項 構成要素の分類	43
第2項 史跡範囲内のゾーニング設定	48

### 第5章 史跡の現状と課題

---

第1節 保存管理	51
第2節 活用	62
第3節 整備	64
第4節 運営体制の整備	64

### 第6章 大綱・基本方針

---

第1節 大綱（ビジョン）	65
第2節 基本方針	65

### 第7章 保存管理

---

第1節 方向性	66
第2節 方法	66
第3節 現状変更の取り扱い	68
第4節 公有化の考え方	69

## 第8章 活用

---

第1節	方向性	71
第2節	方法	71

## 第9章 整備

---

第1節	方向性	74
第2節	方法	74

## 第10章 運営体制の整備

---

第1節	方向性	76
第2節	方法	76

## 第11章 施策の実施計画の作成・実施

---

## 第12章 経過観察

---

第1節	方向性	79
第2節	方法	79

# 第1章 保存活用計画策定の沿革と目的

## 第1節 計画策定の沿革

史跡若杉山辰砂採掘遺跡は徳島県阿南市水井町<sup>すいいちょう</sup>の山中に位置し、弥生時代後期初頭から古墳時代前期初頭にかけての辰砂採掘遺跡である。

本遺跡の発見は戦中に実施された水銀探索や戦後のミカン畑開墾時に多くの石杵などの石器が出土したことによってその存在が明らかとなった。そして昭和29年(1954)に当時の富岡西高等学校教諭の常松卓三氏が「加茂谷村誌」刊行のため現地の調査を実施し、そこで初めて本遺跡が「弥生時代末から古墳時代初頭の辰砂採掘遺跡」として認知されることとなった。

昭和44年(1969)には早稲田大学考古学研究室の市毛勲氏が中心となり現地踏査が実施された。その成果は日本経済新聞や考古学専門誌である「考古学ジャーナル」で紹介され、若杉山遺跡は「全国唯一の古墳時代の辰砂採掘碎石遺跡」として全国的に知られるようになった。このことにより地域住民を中心に遺跡保護に対する意識が高まり、阿南市ではこの年の7月18日に若杉山遺跡を市の史跡に指定した。指定された範囲は多くの遺物が発見された段々畑のある東西約80m×南北60mの範囲で標高140m～165mである。

本格的な学術調査(発掘調査)は、徳島県博物館(現徳島県立博物館)によって1984年度から1987年度までの4次にわたり実施された。調査場所は、多くの遺物が発見されていた「ミカン畑跡地」で、この場所から石杵・石臼などの粉碎に用いられた石器が約400点出土したほか、弥生時代後期から古墳時代初頭の土器、勾玉、鉄製品、辰砂原石、貝類などが出土した。さらに一部の調査区において遺構面を確認し、土抗を検出している。本調査では、本遺跡が「弥生時代後期初頭から古墳時代初頭の辰砂精製遺跡」としての裏付けがなされ、また全国的にも前例のなかった辰砂精製遺跡の調査は、学史上非常に重要な位置づけであったと言える。

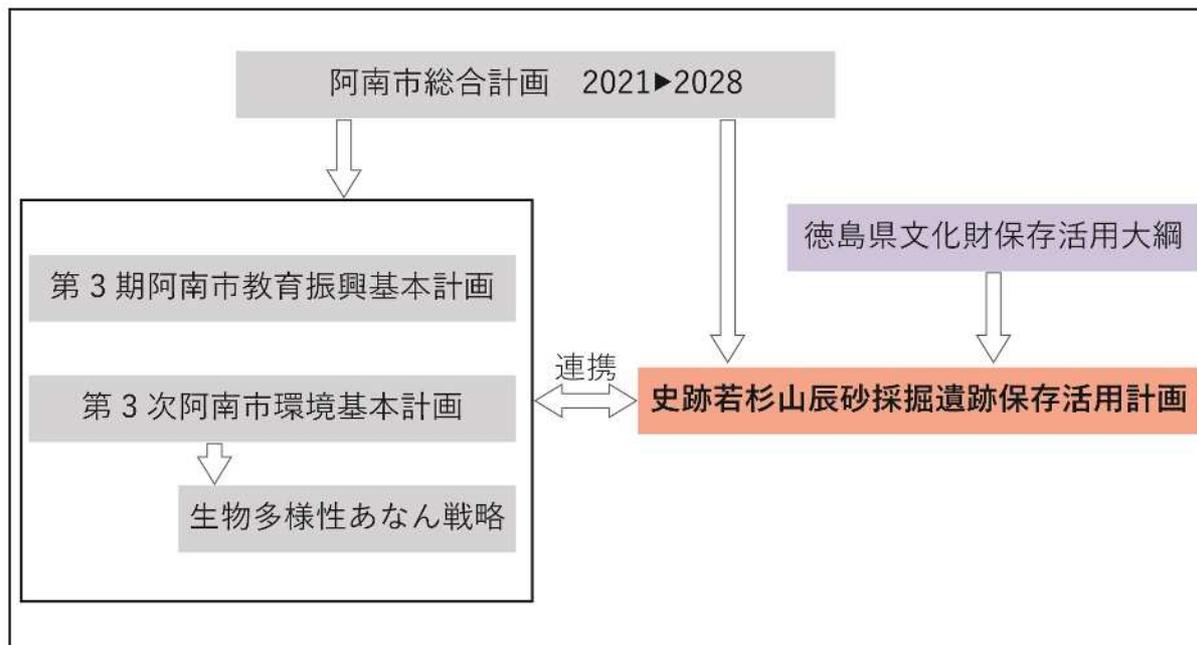
この後すぐ、国史跡化への動きがあったものの、指定のための条件が整わなかったことから見送られ、更なる調査研究はこの後30年間には行われずにいた。そして、再び遺跡の調査が本格化したのが平成27年度からで、徳島県教育委員会が主体となり国史跡に向けての調査が再スタートした。

平成29年度、平成30年度の2か年は、徳島県教育委員会と阿南市が合同で発掘調査を実施し、これまで未検証となっていた辰砂の採掘地点を特定した。さらに、弥生時代後期を中心として辰砂の産出地で原石の採掘と一定程度の精製が行われていた遺跡として位置付けることが出来た。このことにより、令和元年(2019)10月16日に国の史跡に指定された。

史跡指定を受けたことから、本史跡を適切に保存し、未来に向け正しく継承するため、史跡の本質的価値や構成要素を明らかにするとともに、様々な課題を整理し、保存と活用、整備、運営体制等の基本方針を定めるため、「史跡若杉山辰砂採掘遺跡保存活用計画」(以下、「本計画」という)を策定するものである。

## 第2節 保存活用計画の位置付け

本計画は、本市の基本的な指針である「阿南市総合計画 2021▶2028」と「徳島県文化財保存活用大綱」の趣旨に基づき、また「第3期阿南市教育振興基本計画（令和2年度～令和6年度）」及び「第3次環境基本計画（令和3年度～令和13年度）」と連携した施策となるものである。



1-1 図 保存活用計画の位置づけ

### ★「阿南市総合計画 2021▶2028」

#### Ⅲ-④歴史・文化

ビジョン：文化芸術活動が活発で歴史・文化資源を生かしたまちづくり

基本目標：歴史・文化資源の保存活用と継承

■主要な施策▶「国指定の史跡（若杉山辰砂採掘遺跡）を中心とした文化財の調査・保存・整備及び情報発信」

## 第3節 計画の目的と対象範囲

### 第1項 計画の目的

本史跡は、阿南市を代表する貴重な歴史文化遺産である。本計画は、史跡若杉山辰砂採掘遺跡の本質的価値や構成要素を明らかにするとともにその学術的価値を一層深め、また地域資源として活用することによって地域の価値を高め、持続可能な地域作りに貢献することを目的とし、地域の誇れるレガシーとして次世代に継承するため、更なる調査研究・保存・整備・活用・運営体制等の基本方針を策定することを目的としている。

## 第2項 計画の対象範囲

### ○計画の対象範囲

本計画の対象計画範囲は、令和元年(2019)10月16日に史跡に指定された範囲(※史跡指定地の公簿面積は11,920.29㎡であるが、指定にあたり実測したところ実測面積26,014㎡となる。地目は山林)と若杉谷川を挟んだ対岸まで含んだ平場部、及び県道大井南島線(282号)に接する阿南市道の地先から史跡までの道(※四国八十八箇所第21番札所太龍寺までの遍路道の一部)とし、市道東端から2mの幅を「計画の対象範囲」とする。史跡指定範囲以外の対象計画範囲に史跡までの通行路を含む理由として、史跡までの道を対象計画範囲に含むことにより、史跡に向かう道中において有効な利活用を執り行うためとする。

### ○今後対象が想定される範囲

平成18年に刊行された徳島県遺跡地図に示された若杉山遺跡の埋蔵文化財包蔵地の範囲は、東西約1.2km、南北約1.5kmと広域にわたりその多くが未調査地であり、今後の発掘調査結果によっては保存が必要な範囲となることが予想されるため、史跡指定地周辺についても、今後、辰砂採掘に関わる遺跡の調査が進み、その成果が認められる場合において、適切な保存を図るものとする。



1-2 図 史跡の位置と計画範囲図

## 第4節 保存活用計画策定委員会の設置と経緯

### 第1項 保存活用計画策定委員会の設置

阿南市は、令和元年(2019)10月16日の史跡指定に伴い、令和2年(2020)7月1日に「史跡若杉山辰砂採掘遺跡保存活用計画策定委員会設置要綱」を施行し、同年7月14日に「史跡若杉山辰砂採掘遺跡保存活用計画策定委員会」を設置した。

1-1表 史跡若杉山辰砂採掘遺跡保存活用計画策定委員会の構成

区分	氏名	所属	備考
委員	小笠原憲四郎	筑波大学名誉教授・阿南市文化財保護審議会会長	地質学
	高島 芳弘	阿南市文化財保護審議会委員	考古学
	石田 啓祐	徳島大学名誉教授	地質学
	大久保徹也	徳島文理大学教授	考古学
	坂本真理子	阿南工業高等専門学校研究員・博士	環境・まちづくり
	柳沢 久美	水井町総代	地元代表
指導 助言	野木 雄大	文化庁文化財第二課史跡部門文部科学技官	
	早瀬 隆人	徳島県未来創生文化部文化資源活用課主席	
	田中 圭	徳島県未来創生文化部文化資源活用課事務主任	令和2年度
	近藤 玲	徳島県未来創生文化部文化資源活用課主査兼係長	令和3年度
事務局	表原 立磨	阿南市長	
	佐野 雅史	市民部長（令和3年8月から文化振興課長兼務）	
	小坂 光香	市民部文化振興課課長	令和2年度
	杉本 由美		令和3年度7月まで
	高山 秀樹	産業部商工観光労政課長	令和2年度
	橘 敬治	産業部商工政策課長	令和3年度
	西腹 志乃	市民部文化振興課課長補佐兼文化財係長	令和2年度
		市民部文化振興課課長補佐	令和3年度
	向井 公紀 （担当）	市民部文化振興課事務主任	令和2年度
		市民部文化振興課文化財係長	令和3年度
西林 雄貴	市民部文化振興課主事	令和3年度	

## 史跡若杉山辰砂採掘遺跡保存活用計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 史跡若杉山辰砂採掘遺跡の保存及び活用の計画を策定するため、史跡若杉山辰砂採掘遺跡保存活用計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、史跡若杉山辰砂採掘遺跡保存活用計画の策定に関することについて審議を行い、市長に提言する。

### (組織)

第3条 委員会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者及び地元有識者を代表する者から市長が委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定による史跡若杉山辰砂採掘遺跡保存活用計画に関する審議が終了し、市長に提言した日までとする。

### (委員長)

第5条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、助言者等を委員会の会議に出席させ、意見を求めることができる。

### (事務局)

第7条 委員会の事務局は、市民部文化振興課に置く。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

## 第2項 経緯

### 第1回 委員会

日時：令和2年(2020)7月14日(火)

- 内容：・委嘱状の交付  
・委員長の選任  
・計画策定の流れ  
・計画策定の沿革と目的について  
・現地視察  
(史跡周辺で土砂崩れが発生したため中止)



第1回委員会風景

### 第2回 委員会

日時：令和2年(2020)11月9日(月)

- 内容：・第1章「保存活用計画策定の沿革と目的」について  
・第3章「史跡の概要」について  
・第4章「史跡の本質的価値」について



第2回委員会風景

### 第3回 委員会

日時：令和3年(2021)3月1日(月)

- 内容：・第2回委員会修正案について  
・第5章「史跡の現状と課題」について



第3回委員会風景

### 第4回 委員会

日時：令和3年(2021)6月11日(金)

- 内容：・第2章「史跡をとりまく環境」について  
・第4章「史跡の本質的価値」  
修正案について  
・第7章「保存管理」から  
第11章「経過観察」事務局案について



第4回委員会風景

### 第5回 委員会

日時：令和3年(2021)10月2日(土)

- 内容：若杉山辰砂採掘遺跡保存活用計画(素案)  
について



第5回委員会風景

第6回 委員会

日時：令和3年(2021)12月13日(月)

内容：若杉山辰砂採掘遺跡保存活用計画(素案)  
について



第6回委員会風景

第5節 計画の実施

策定日：令和4年3月31日

発効日：令和4年4月1日

計画期間：令和4年4月1日から令和14年3月31日

## 第2章 史跡をとりまく環境

### 第1節 阿南市の概要

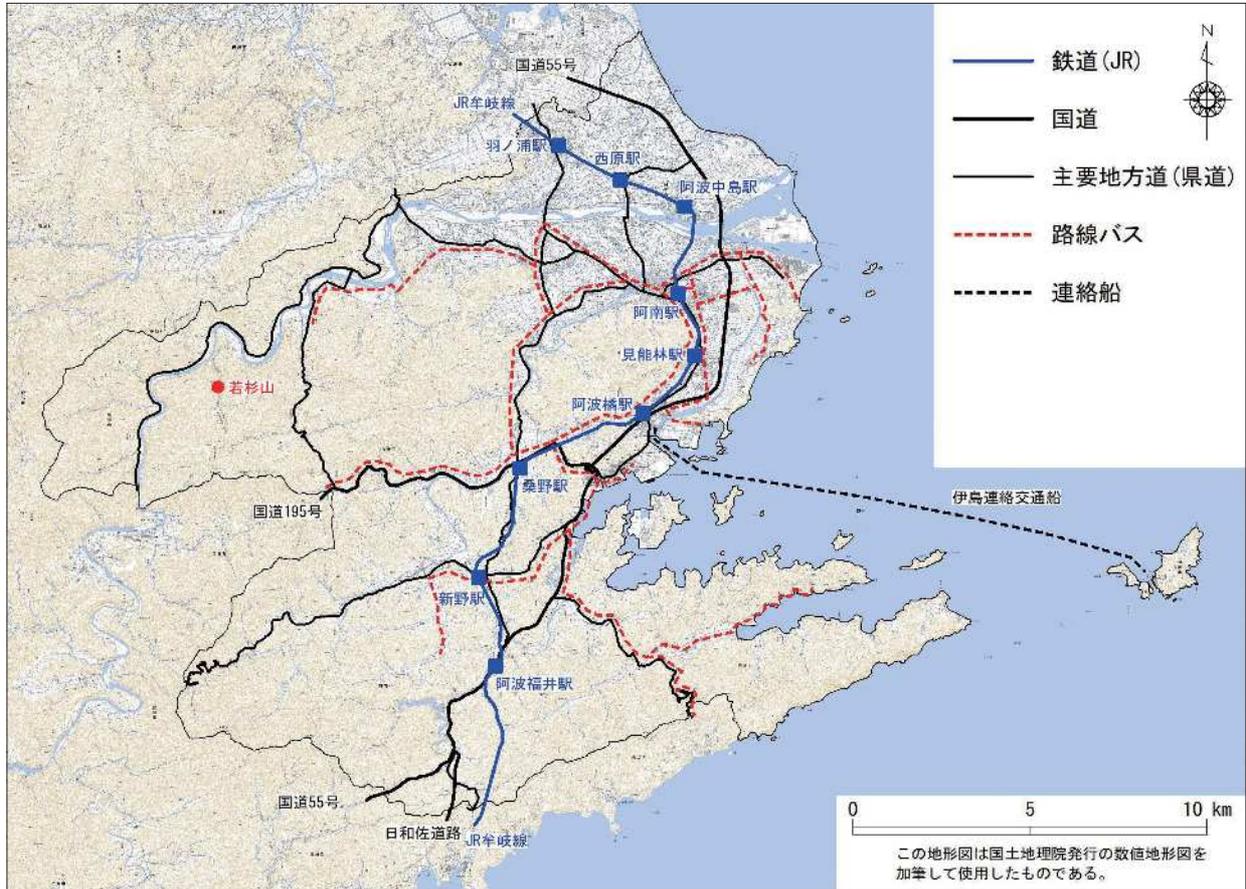
#### 第1項 位置と交通

本史跡がある阿南市は、徳島県の紀伊水道に面した海岸線のほぼ中央にあり、四国最東端に位置している。西は勝浦郡勝浦町と那賀郡那賀町に、南は海部郡美波町に、北は小松島市に接している。市域は東西約 32 k m、南北約 22 k m、面積は約 279 km<sup>2</sup>である。



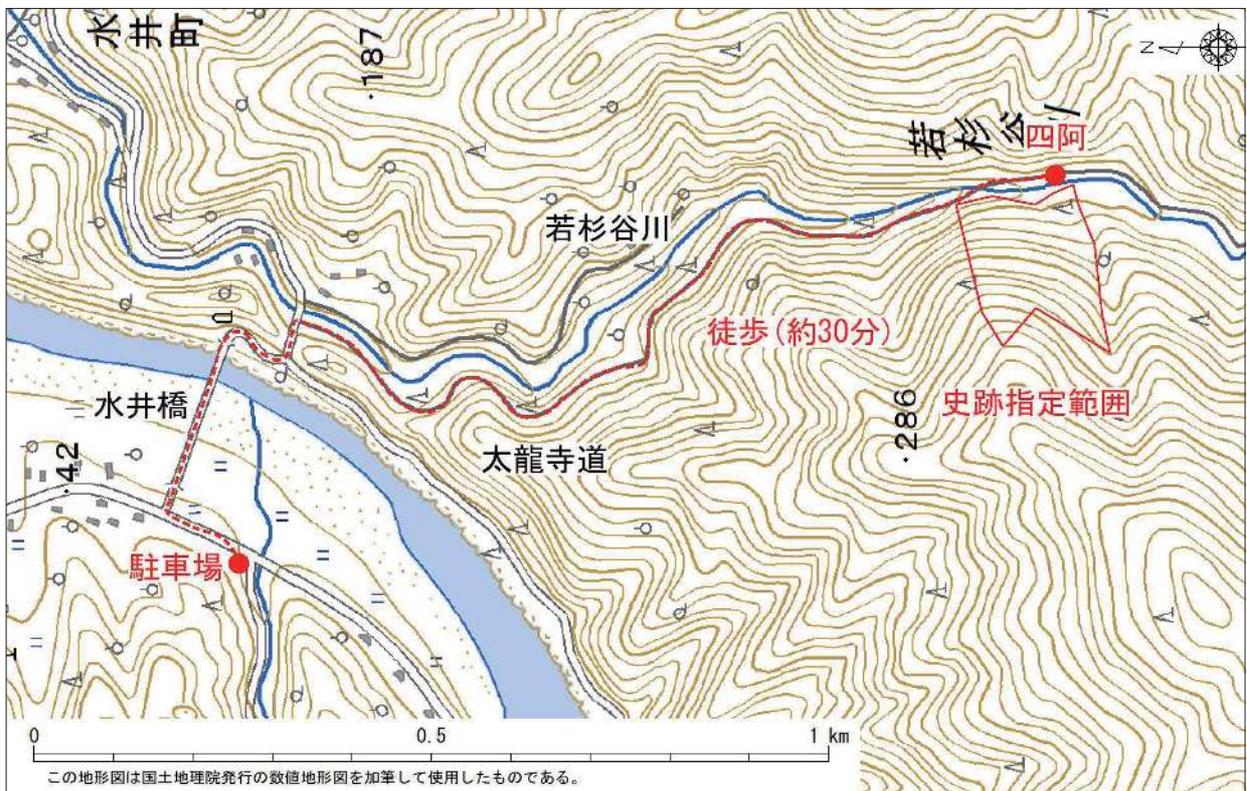
2-1 図 阿南市の位置図

市内には、一般国道 55 号と JR 牟岐線が南北の、一般国道 195 号が東西の交通の骨格を形成し、離島伊島との間に連絡船が運航する。また高速バスの利用により、東京方面や京阪神方面とのアクセスが確保されている。



2-2 図 阿南市の交通網

本史跡までは、阿南市中心部にある阿南駅から車と徒歩で約1時間かかる。阿南駅から大井町にある県道19号沿いの公共駐車場まで車で約30分。そこからは歩きとなり、水井橋を渡り、太龍寺までの歩き遍路道（「太龍寺道」）となっている若杉谷川（※一級河川）沿いの阿南市道を進む。この道筋は貞享4年（1687）に信念によって書かれた『四国辺路道指南』に記載されたルート（※当時の道筋とは異なる。第7項「災害」で詳しく記載。）であり、鶴林寺から太龍寺に至る主要な遍路道として現在も多くのお遍路さんが利用されている。この遍路道を30分ほど歩くと四阿があらわれる。この四阿の西側に本史跡がある。現在において、阿南駅から本史跡に至るアクセスはこのルートが最短となっている。

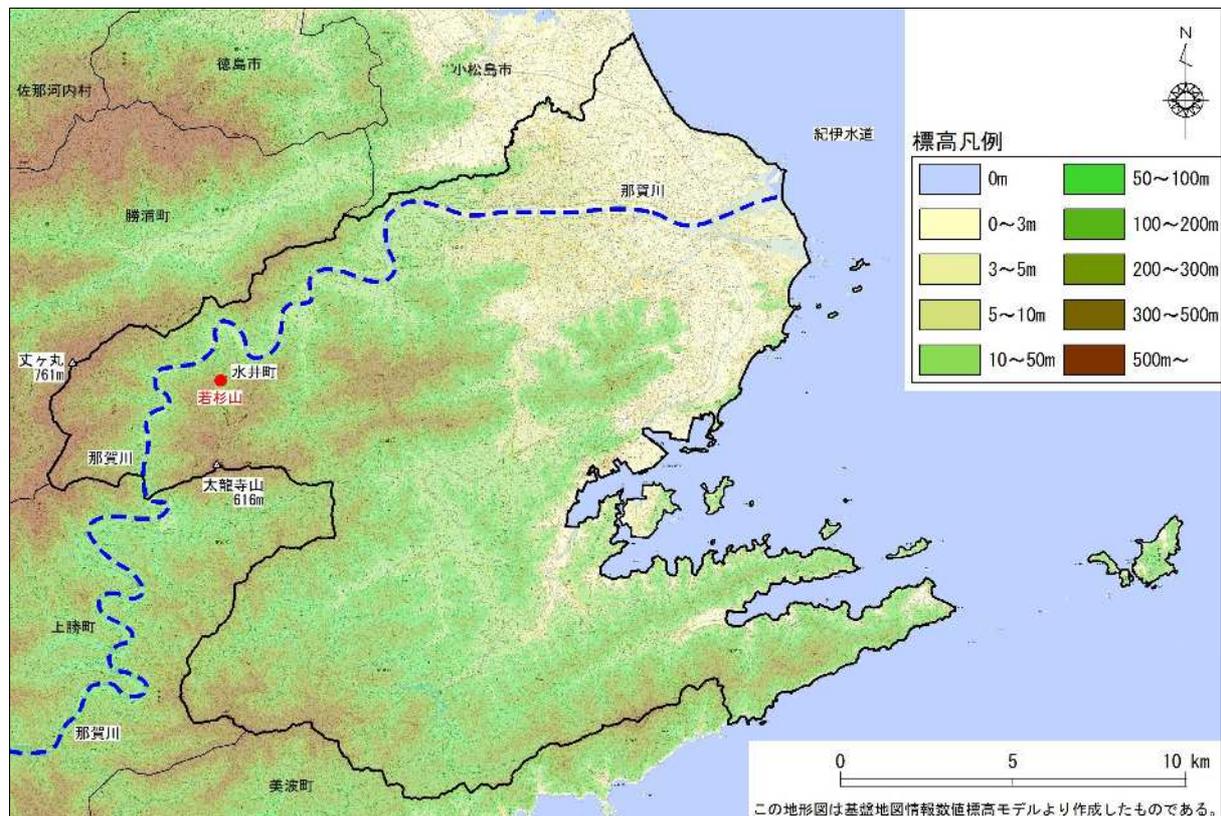


2-3 図 史跡までのルート

## 第2項 地形

本市は、県内第2の河川、那賀川の水系により形成された沖積平野と三角州、リアス式海岸を持つ臨海部、また四国山系の東端に連なった山地からなり、山地は市域の6割を占めている。阿南市内の標高最高点は、西端部の大井町丈ヶ丸の西で勝浦町境に位置する761メートルの三角点であり、那賀川より東では太龍寺山の標高616メートルがもっとも高い。

那賀川は、剣山系ジロウギユウに源を発し、流路延長125kmを険しい山地を蛇行しながら東流し、鷲敷町から本史跡がある水井町辺りまで北流。そこから次第に東に向きを変え、紀伊水道へ注ぐ。古くから地理的特性を活かし木材の搬出路として利用され、多くの木材が京阪神に運ばれていった。また流域には川港が多く作られたほか、河口には木材の生産、製材、木工、製紙といった木材産業が栄えた。本史跡のある那賀川中流域は、川の浸食作用で山の形が険しく、V字谷や急斜面の入り組んだ地形となっている。



2-4 図 阿南市の地形図

### 第3項 地質

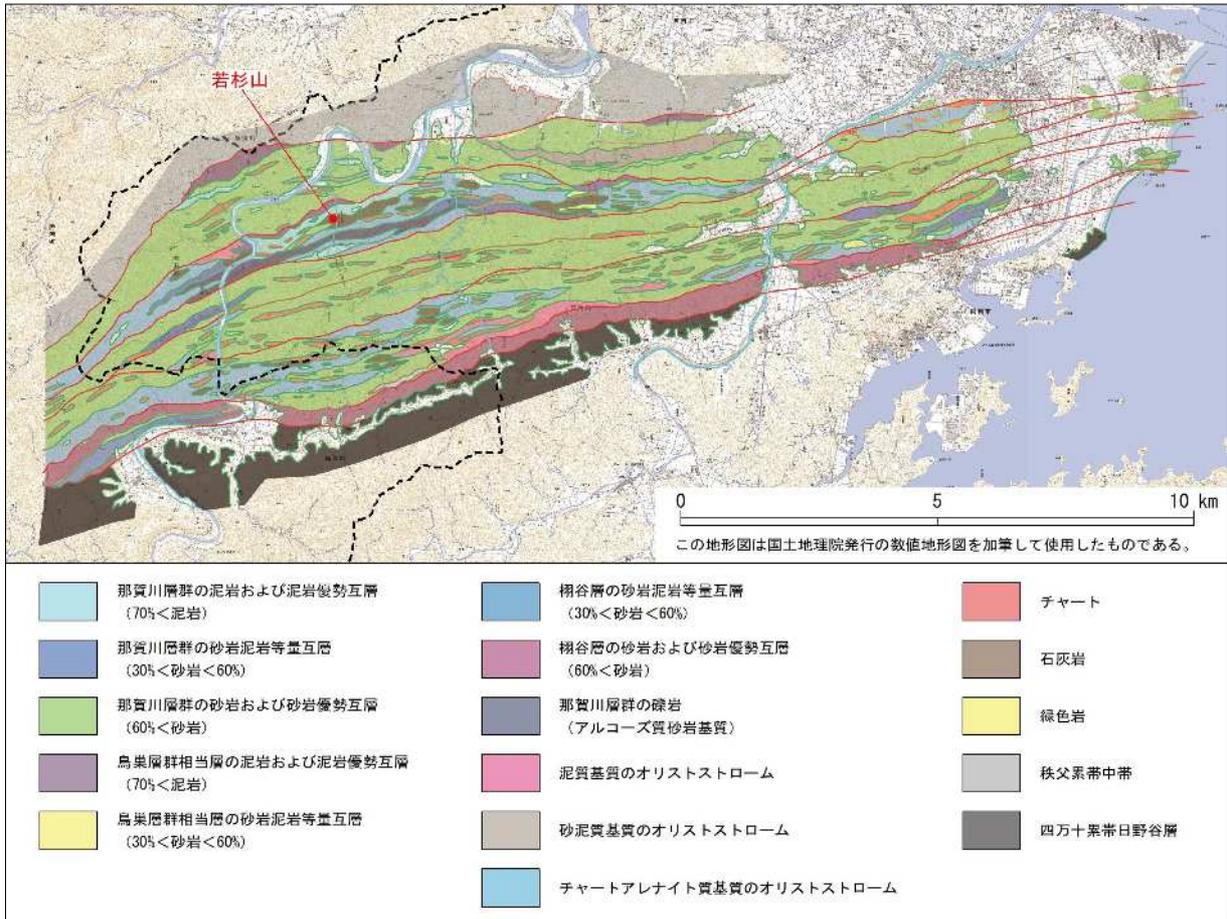
市域のほぼ中央部を仏像構造線が東西に延びている。この構造線を境に地質帯が区分され、北側が秩父帯、南側が四万十帯となる。本史跡がある太龍寺山系～津乃峰山系は、秩父南帯（三宝山帯）に属している。秩父南帯は中生代ジュラ紀（2億800万年～1億4600万年前）の付加体を構成する海溝充填粗粒岩相の砂岩を主として、海洋プレート起源の玄武岩や遠洋性堆積物であるチャートや石灰岩の大小の岩体を伴っている。そのため、市域では石灰岩の採掘が行われている場所が多く見られる。

当地域の秩父南帯は那賀川帯と呼ばれ、ジュラ紀付加体の那賀川累層群が分布し、北から倉野垂帯（付加体チャート碎屑岩相）、細野垂帯（付加体メラングジュ相）、太龍寺垂帯（付加体チャート碎屑岩相）、津乃峰垂帯（付加体メラングジュ相）で構成される（石田，1987，2002）。

本遺跡は細野垂帯のジュラ紀付加体メラングジュ相に位置しており、ジュラ紀中期の海溝充填型碎屑岩（擾乱を受けた砂岩・泥岩）相中に古生代石炭紀・ペルム紀～中生代三畳紀・ジュラ紀の石灰岩・チャート・海底火山噴出物の大小の岩塊が混在している。寒谷から若杉山にかけて、細野垂帯の北縁部には、新生代中新世（1400万年前）頃の辰砂を伴う熱水脈が貫入しており、地帯の構造境界と調和的な東北東－西南西方向に延びている。

#### 引用文献・資料

- 石田啓祐，1987．四国東部秩父累帯南帯の地質学的・微化石年代学的研究．徳島大学教養部紀要（自然科学），Vol. 20，pp. 47-121.
- 石田啓祐，2002．徳島県の地盤．地質と調査，2002(3)，pp. 28-36.



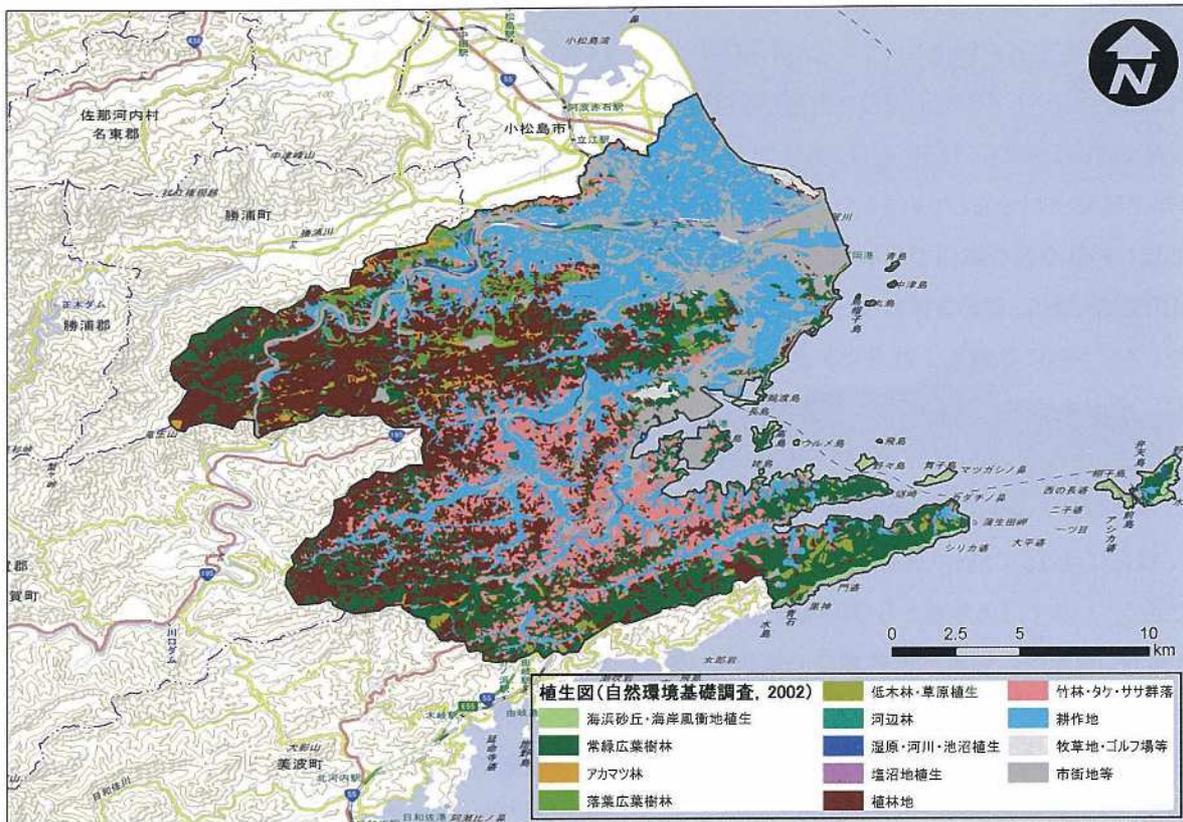
2-5 図 阿南市の地質図

第4項 植生

市内の植生の特徴は、3つの区分を持つ植生がみられる。まず橘湾以南と伊島を含む島嶼部では亜熱帯性の植物が含まれる常緑広葉樹林が特徴となる。次に、最も広い面積を占めるのが標高500m程度までの暖温帯の植物が含まれる区域である。更に標高が高い太龍寺山の山頂や勝浦郡との境界部付近では、落葉樹と常緑樹がまじる中間温帯の森林が見られる。土地利用としては平野部が水田地帯となり、山間部の大部分が植林地として利用され、また標高の低い山間部では竹林が広がっている。

本史跡のある若杉谷川周辺では、戦後に温州ミカンの栽培が盛んに行われた。谷沿いにはミカン畑開墾のため多くの段々畑が作られていったが、1980年代以降は次第にミカン栽培から杉の植林に代わっていった。

(『生物多様性あなん戦略2020』P18より引用)



2-6 図 阿南市の植生の分布図『生物多様性あなん戦略』より引用

## 第5項 動物

### ○哺乳動物

市域内にノネズミ・モグラ類・ネコ・イヌ・イタチ・テン・アナグマ・ハクビシン・ノウサギ・モモンガ・ムササビ・コウモリ類・ニホンザル・イノシシ・ニホンジカなどの哺乳動物が生息する。近年山間部においてイノシシ・ニホンジカ・ニホンザルの生息数が急増しており、農林業におよぼす被害が深刻化している。本史跡内においても、度々ニホンジカが確認されている。

### ○鳥類（山地・森林の野鳥）

市面積の約6割が山林をしめており、森林生息性の野鳥が多数生息している。この地域で年中生息するのは、トビ・キジバト・コゲラ・ヒヨドリ・エナガ・ヤマガラ・メジロ・ハシブトガラスなどがある。数は少ないが、クマタカも西部山地に生息している。春から夏にかけてはホトトギス・オオトリ・キビタキ・センダイムシクイが渡来する。秋から冬にかけて林床ではシロハタやクロジ、オオタカ・ハイタカ・ノスリなどのタカ類も冬鳥として渡来する。

### ○その他特徴的な野生動物

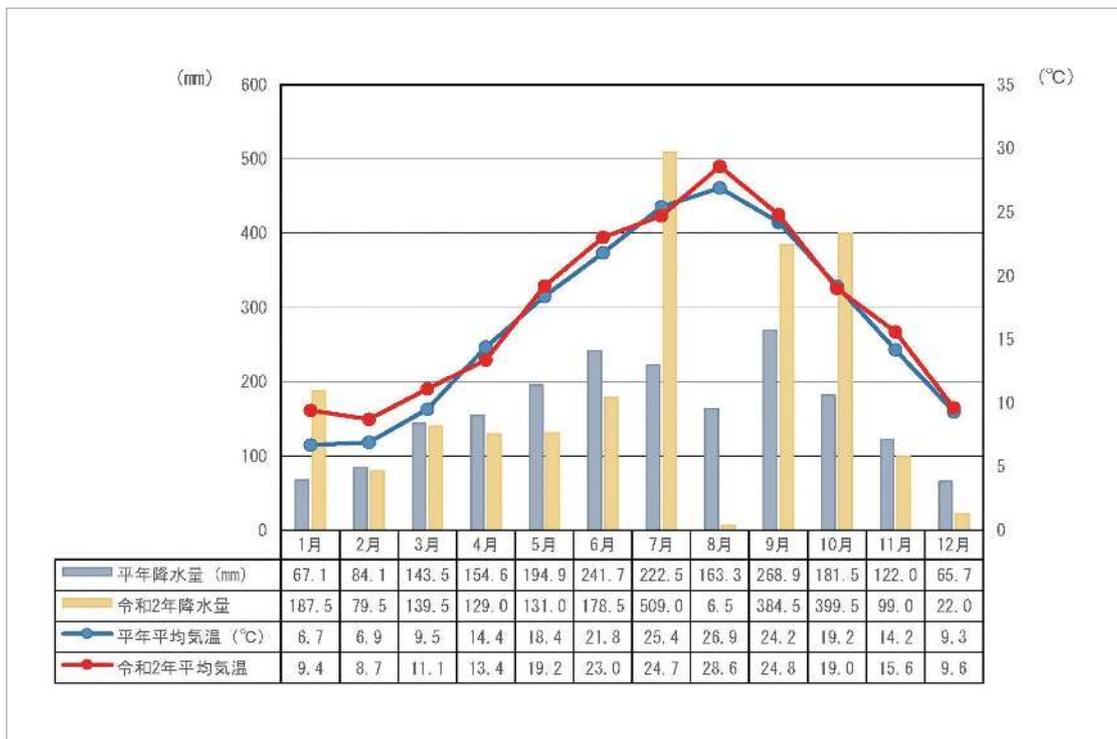
史跡周辺は石灰岩地帯に位置し、2013年に新種として発表されたアナムシオイなどの石灰岩地帯特有の固有種をはじめとして、80種近くのカタツムリが太龍寺山周辺に生息し、生物の多様性が見られる。



2-1 写 アナムシオイ

## 第6項 気候

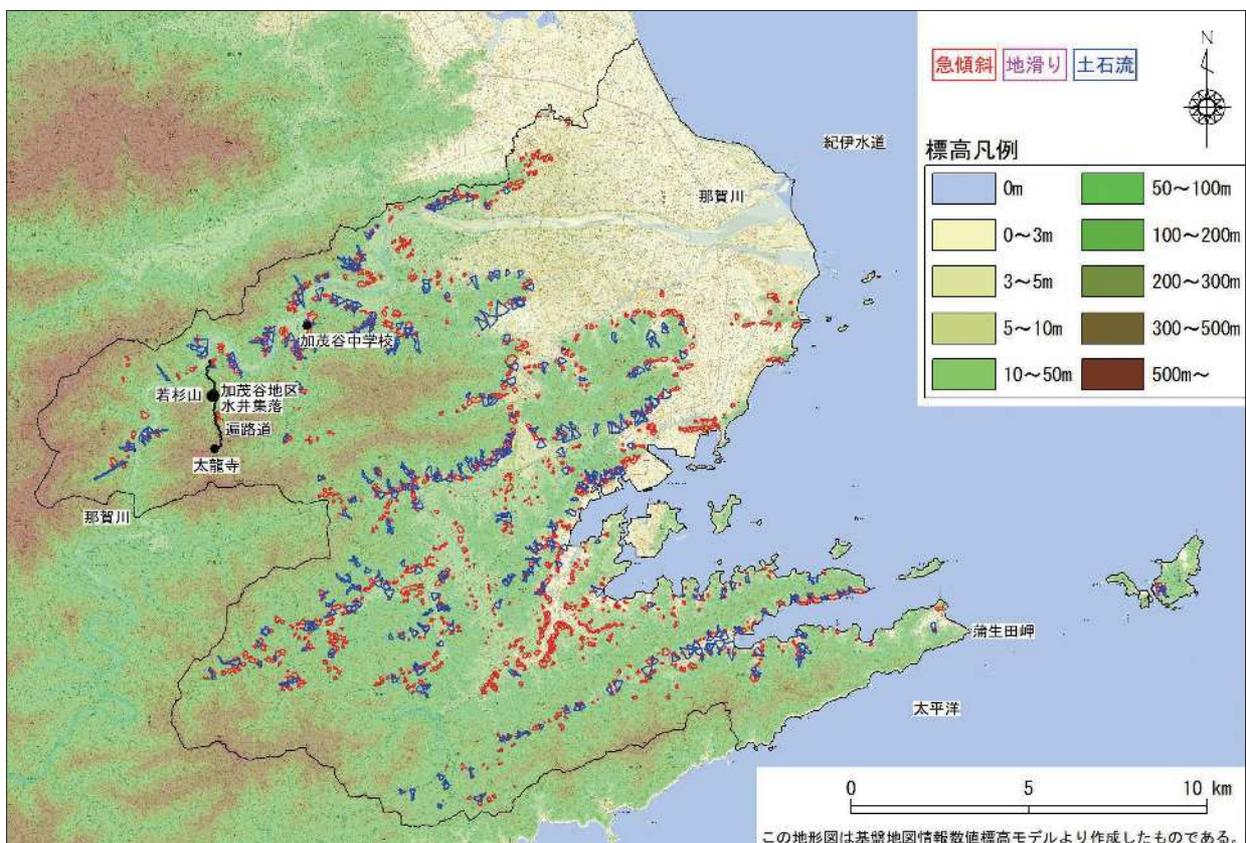
本市は太平洋側気候区に属し、西に山脈、東は海に面している。このような地形や海洋の影響を反映して、気象・気候は複雑で、気温は高く温暖である。蒲生田地域気象観測所における年平均気温の平年値は約16.4度であるが、市域全体で一様な気温というわけではなく、沿岸部は海洋気候の特徴が強く、山間部は内陸気候あるいは盆地気候に近い特徴があらわれ、沿岸部と山間部で大きな気温差がある。1981年～2010年にかけて蒲生田地域気象観測所で観測された気温の平均値では1月が6度で最も低く、8月が26度で最も高くなっている。また蒲生田地域気象観測所の年降水量の平均値は約2,000mmであり、降水量は恵まれた地域である。



2-7 図 阿南市の気温と降水量（蒲生田地域気象観測所データより作成）

## 第7項 災害

本市は四国最東端に位置する。海岸は紀伊水道そして一部が太平洋に面しており、温暖多雨な気候の代表的な地域である。従って、4月～9月は南東の季節風を受けるほか、台風の上陸地にもなっており、豪雨による洪水が多く発生している。『那賀川改修史』によると、1950年から1978年までにみられる那賀川の洪水特性は、平均して年3回の洪水に遭遇しており、多くは7月から9月までに起こっている。特に被害の大きかったものとして知られているのが、昭和25年（1950）9月3日に発生した台風28号（通称ジェーン台風）である。阿南市内平野部の全地域にわたり大きな被害を出しており、本史跡のある加茂谷地区においても、人家の倒壊流失22戸、農地潰滅410町歩、その他道路はしばらく通行できない状況となった。水井集落から太龍寺に向かう江戸時代から続く本来の遍路道もジェーン台風の折に道の痕跡の一部が消滅してしまい、新たに現在の道が付け替えられた。また、近年発生した記録的な洪水では、2014年8月に襲来した台風11号、12号によるものがある。那賀川流域で戦後最大級の出水となり、流域各地で浸水被害が発生。本史跡がある阿南市加茂谷地区においても多大な被害があった。那賀川沿いの沖積低地に位置する加茂谷中学校では、浸水高さが最大で4.6mにも達し、校舎1階のピロティ部分が完全に水没するとともに、2階まで浸水が及んだ。この災害が契機となり、現在新たに堤防が建設されており、令和3年度に完成する予定となっている。



2-8 図 阿南市のハザードマップ

第8項 人口

本市の人口は、昭和55年（1980）のピーク時には約82,000人を超えていたが、その後は緩やかに減少し、令和2年（2020）1月現在の人口は約70,000人で、2030年には約61,100人に、2060年には約38,000人になると見込まれている。世帯数についても、平成27年（2015）の調査時では27,129世帯であるが、2030年には約24,500世帯に、2060年には約16,500世帯になると見込まれている。

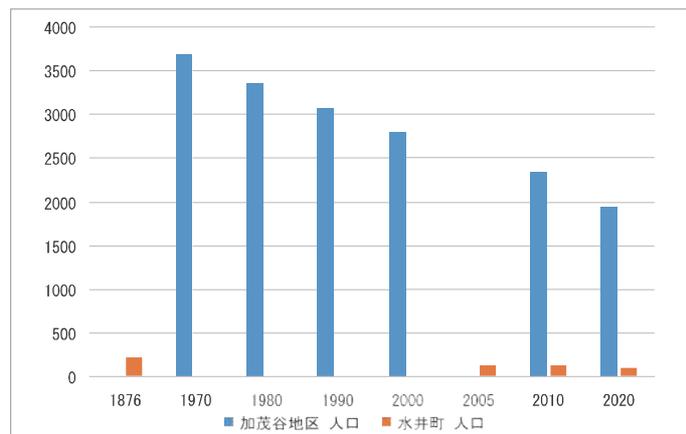


(国勢調査・阿南市人口・世帯数調査)

2-9 図 阿南市の人口変化と将来の見通し(『阿南市総合計画 2021-2028』から引用)

本史跡がある加茂谷地区も 1970 年に 3,682 人の人口数があったが、10 年単位の 300 人程度ずつ減少を続けており、2020 年には 2,000 人を割っている。更に本史跡が位置する水井町に限ってみると 2020 年の人口は 98 人となり、徐々に人口数を減らしている。

近年、加茂谷地区では移住促進に取り組んでおり、加茂谷地区へ県外からの移住者が増えてきている。



2-10 図 加茂地区（水井町）人口推計

## 第2節 阿南市の歴史と史跡周辺の文化財

### 第1項 阿南市の歴史

阿南の地は、古代の律令制以前、長国と呼ばれた国があった。長国は現在の徳島市園瀬川付近を北端とした徳島県南部にあったとされる国で、「長国」の名称を伝える文献史料として平安初期編纂の『先代旧事本記』第十巻「国造本記」に「長国造 志賀高穴穂朝御世。観松彦色止命九世孫韓背足尼。定賜国造」という記述がある。

考古学的所見では、現在のところ、桑野町の廿枝遺跡から発見されている旧石器時代のナイフ形石器などが最も古いものである。近年の大規模な発掘調査において、長生町の宮ノ本遺跡や、十八女町の深瀬遺跡、加茂町の加茂宮ノ前遺跡などで縄文時代の集落遺跡が見つかるなど、古くから人々の生活痕跡が確認されている。弥生時代から古墳時代にかけては、若杉山辰砂採掘遺跡をはじめ本史跡近隣に赤色顔料生産遺跡が多数点在する他、本市の中央部を東西に帯びる秩父帯のエリア内に吉井町の野尻の洞窟や長生町の奥ノ谷遺跡、津乃峰町の津乃峰山北斜面遺跡と、赤色顔料を採掘していたと考えられる遺跡が多く点在している。また、本市は全国でも有数の銅鐸出土件数が多い場所であり、伝承を含むと、8地点10個の銅鐸が出土している。近年、水銀朱との関係が指摘されている。

奈良・平安期、那賀川支流岡川と桑野川が形成する標高約4mの沖積平野上の微高地に県内最古級の古代寺院である「立善（廃）寺」が建立された。立善（廃）寺の近隣地には10世紀の官衙関連遺跡である川原遺跡があり、現宝田町周辺が、古代の中心地であったと考えられている。

またこの時代以降に本市域に多くの荘園が成立していく。現在阿南市役所がある富岡町には「牛枚荘」と呼ばれる荘園があった。荘園の成立時期はわかっていないが、建仁3年（1203）10月の「紀伊国司庁宣」『高野山文書宝簡集』に牛枚荘の荘名が出てくることから、この頃には成立し、高野山領であったことがわかる。しかし、「仁和寺御室門跡定書」によると、永仁2年（1295）には仁和寺領となっている。文和元年（1352）に安宅頼藤が牛枚荘の地頭職を補任されており、その後時期は定かではないが、桑野川の河口に位置する独立丘陵に「牛岐城」が築かれ、16世紀後半には新開遠江守忠之（新開道善）が居城としていた。（『城跡記』・『古将記』・『阿波志』）。更に新開氏が牛枚庄地頭になっている。そしてこの頃には、阿南市の政治的・経済的な拠点は次第に「牛岐城」のある現富岡地区に変わっていく。

本史跡のある加茂谷地区は後白河院領であった「那賀山荘」があった。後に天龍寺領となる。建治2年（1276）の太龍寺文書によると地頭職には、当時の阿波国守護職小笠原氏と太龍寺が庄域を分けて補任されていた。

天文3年（1534）、第10代室町幕府将軍足利義植の養子、足利義維（義冬）は阿波の守護細川持隆に迎えられ、那賀郡平島（現阿南市那賀川町）に居館を構えた。永禄11年（1568）には義冬の子、足利義栄が三好三人衆に擁立され、平島から畿内に渡り室町幕府第14代将軍となった。

天正3年(1575)以降、土佐の長宗我部氏が阿波に侵攻し、牛岐城主の新開道善も三好方として度々土佐方との合戦に及んでいる。天正7年(1579)には、香宗我部親泰の勧告を受け入れ土佐方に付くが、天正10年(1582)、織田信長の四国攻略軍の先鋒として三好笑岩が阿波に攻め込むと、道善を含む多くの阿波の武将は三好方に付いた(『元親記』『南海通記』)。しかし、本能寺の変で織田信長が倒れると、長宗我部元親は攻勢に転じて、阿波一国をほぼ制圧、道善も丈六寺(現・徳島市)で元親に欺かれて討ち死にした。その後、牛岐城には親泰が阿波南方の抑えとして入った。しかし天正13年(1585)、羽柴秀吉の四国平定により長宗我部は土佐に撤退し、阿波国には蜂須賀氏が入り、そして南方の総押さえとして細山帯刀(後の賀島主水正政慶)が牛岐城に入った。慶長3年(1598)には蜂須賀家正の命を受け、「牛岐」の地名を「富岡」と改められ、その時に城名も「富岡城」となったと考えられる。元和元年(1615)には一国一城令がだされるが、城は廃棄されずそのまま維持され、寛永15年(1638)に幕命を受け、富岡城は取り壊された。

城は取り壊されたが、吉野川に次ぐ徳島第二の大河である那賀川の河口に位置する富岡地区は海上交通の拠点地そして郷町として発達し、明治となっても県南の中心都市として発展を続けた。

本史跡のある水井町(旧村)は明治33年(1900)の市政町村制施行後に周辺8村と合併し加茂谷村(現在の加茂谷地区)となり、更に昭和30年(1955)1月1日に富岡町に編入した。

現阿南市は、昭和33年(1958)5月1日に、富岡町(旧8町村)と橘町(旧4町村)が合併して市制を施行。その後平成の合併により平成18年(2006)3月20日に那賀川町と羽ノ浦町を編入し、現在に至っている。

第2項 指定文化財

阿南市所在の指定文化財は令和3年（2021）12月現在、国指定が7件、県指定が28件、市指定が69件あり、更に国の登録文化財が11件ある。うち本史跡周辺（加茂谷地区）にある指定文化財と国登録有形文化財を下表で示す。

2-1 表 阿南市加茂谷地区の指定文化財一覧表

令和3年12月現在

	種別		名称	員数	所在地	所有者又は管理者	指定年月日
国	記念物	史跡	阿波遍路道（大日寺境内・地藏寺境内・焼山寺道・一宮寺・恩山寺道・立江寺道・鶴林寺道・鶴林寺境内・太龍寺道・かも道・太龍寺境内・いわや道・平等寺境内・雲辺寺道）		大井町・水井町・加茂町ほか	阿南市ほか	平成22・8・5 以下追加指定日 平成25・3・27 平成27・10・7 平成29・2・9 令和3・10・11
	記念物	史跡	若杉山辰砂採掘遺跡		水井町	阿南市	令和元・10・16
県	記念物	史跡	太龍寺の丁石	7基	加茂谷町宿居谷	一宿寺総代	昭和42・12・19
市	有形	工芸品	金銅梵釈四天王五鈷鈴	1口	加茂町龍山2	個人	平成3・4・19
	記念物	天然記念物	野尻のやまもも	1樹	吉井町野尻	丸山神社	令和元・10・16
	記念物	史跡	太龍寺の丁石	7基	加茂町一宿寺境内他	個人	昭和60・4・23
	記念物	天然記念物	お松大権現のイヌマキ	1樹	加茂町不け63	お松大権現	平成25・5・22
国登録	登録有形文化財	建造物	太龍寺本堂	1棟	阿南市加茂町龍山1他	太龍寺	平成25・6・21
	登録有形文化財	建造物	太龍寺大師堂	1棟	阿南市加茂町龍山1他	太龍寺	平成25・6・21
	登録有形文化財	建造物	太龍寺御影堂	1棟	阿南市加茂町龍山1他	太龍寺	平成25・6・21
	登録有形文化財	建造物	太龍寺護摩堂	1棟	阿南市加茂町龍山1他	太龍寺	平成25・6・21
	登録有形文化財	建造物	太龍寺多宝堂	1棟	阿南市加茂町龍山1他	太龍寺	平成25・6・21
	登録有形文化財	建造物	太龍寺六角経堂	1棟	阿南市加茂町龍山1他	太龍寺	平成25・6・21
	登録有形文化財	建造物	太龍寺本坊	1棟	阿南市加茂町龍山1他	太龍寺	平成25・6・21
	登録有形文化財	建造物	太龍寺仁王門	1棟	阿南市加茂町龍山1他	太龍寺	平成25・6・21
登録有形文化財	建造物	太龍寺鐘楼堂	1棟	阿南市加茂町龍山1他	太龍寺	平成25・6・21	

### 第3項 周辺の遺跡（埋蔵文化財包蔵地）

本史跡のある水井町内には辰砂採掘遺跡と考えられている遺跡が複数点在している。本史跡の北方約800mの水井町中野にある蛭子神社の裏山、標高75mの地点に中野遺跡、そして中野遺跡から250m東に寒谷遺跡がある。両遺跡とも弥生土器や石杵と石臼が採集されており、本史跡との関連が指摘されている。また弥生土器は採集されていないが、寒谷遺跡がある寒谷川最上流域の標高200～250mの地点には近代の辰砂採掘跡である丹波坑があり、この周辺からも石杵が採集されている。

近年、那賀川の水害対策で築堤工事が行われ、これに伴う発掘調査が実施されている。本史跡より那賀川下流5kmの地点、左岸に深瀬遺跡、右岸に加茂宮ノ前遺跡が立地している。ともに縄文、弥生、（古代）中世の複合遺跡で、水銀朱の精製に関連する遺物が発見されている。加茂宮ノ前遺跡からは、水銀朱の付着した石臼、石杵や辰砂原石が大量に発見され、その主な時期は縄文時代後期中葉と弥生時代中期末～終末期である。弥生時代中期末～終末期の竪穴住居跡には、鉄器製作のための鍛冶炉を備えているものが多く、また、大量のサヌカイト剥片が出土するものもある。さらに徳島県下では初めて弥生時代の「銅剣形石製品」が出土している。

中世の遺跡としては、大井城跡、西加茂城跡、加茂城跡、吉井城跡など複数の城跡がある。また西加茂城は加茂宮ノ前遺跡の中世の遺構と関連があるかもしれない。この地域は那賀川の上流域と下流域の中間点にあり、また南部からの陸路とも交差する交通の要衝である。このような地理的な条件から多くの山城が築かれたものと考えられる。

### 第4項 近現代における地下資源採掘

本史跡のある加茂谷地区は、古代の辰砂採掘だけではなく、近現代においても辰砂（水銀）の採掘が行われ、また辰砂（水銀）以外にもチャート（火打石の材料）やマンガン、大理石など多様な地下資源の採掘が行われてきた地区である。本項では加茂谷地区における主な近現代の地下資源採掘の歴史について紹介する。

水井町より那賀川を少し上った左岸にある大田井町（大井町の南隣）には江戸時代から明治期にかけての火打石の採掘場が現在も残されている。『加茂谷村誌』によると、享保年間（1716～1736）に盛んに採掘がおこなわれ、大田井産の火打石は京阪地域に多く販売されていた。当時の採掘量は年間180トンあり、採掘場を巡回し、盗掘や抜け売りを監視するための、火打石御制道役という役職まで設けるほどであった。

また、水井町一帯は近現代においては全国有数の水銀鉱山と知られ、明治から昭和前半にかけて操業していた水銀鉱山があった。江戸時代に石灰製造業を営む荒川某によって自然水銀が発見されたが、当時は鉛と誤認されていたようだ。本格的な鉱山の操業は明治19年（1886）からで、淡路島出身の蛇目達三郎によって採掘がはじまった。その後、明治28年（1895）には東京帝国大学教授の丹波敬三が鉱山を継承、奈良県とともに国内における2大生産地となった。しかしながら大正6年以降には衰退し、昭和初期には休山状態となる。しかし、日中戦争が始

まると、兵器使用の目的から、水銀の需要が高まり、昭和15年(1940)に由岐繁治の経営により、採掘が再開された。由岐水銀鉱山には、那賀川に注ぐ寒谷川沿いに佐々木坑と丹波坑を中心に6つの採掘坑があり、寒谷川と那賀川の合流点には精錬所が置かれ、採掘は昭和23年(1948)まで続いたが、昭和31年(1956)には閉山した。



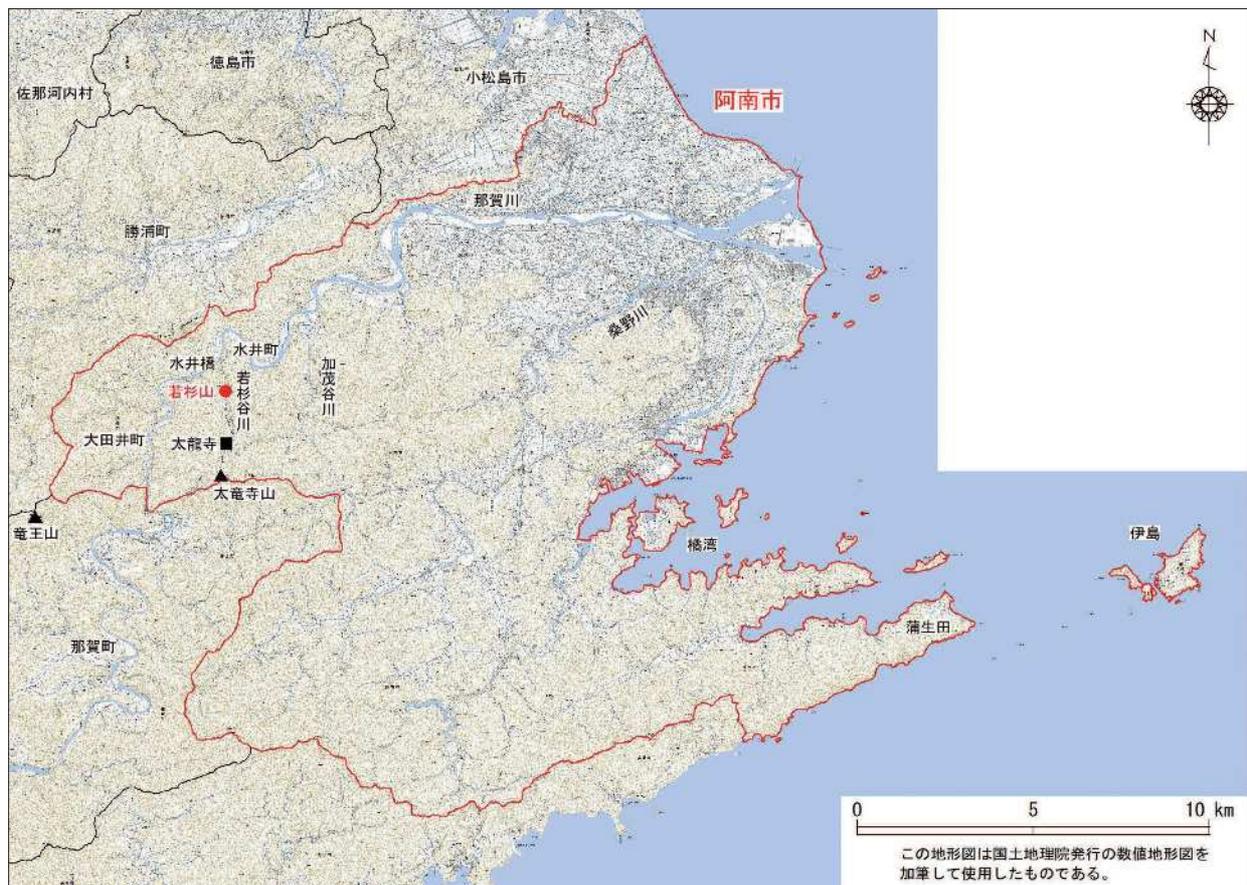
2-11 図 史跡周辺の文化財及び遺跡位置図 (徳島県遺跡地図を基に作成)

## 第3章 史跡の概要

### 第1節 史跡の立地

史跡若杉山辰砂採掘遺跡は、阿南市の北西部に位置する水井町に所在する。水井町は阿南市を流れる那賀川の中流域右岸側（南岸）に位置し、大部分が山地となっており、本史跡は水井町の山中に位置する。本史跡の東側には標高 518mの太龍寺山を源流とした若杉谷川が南北に流れ、那賀川に合流する。若杉谷川は四国八十八箇所霊場の第 21 番札所太龍寺へ向かう遍路道沿いに流れており、那賀川に架かる水井橋からの遍路道を 1,300mほど南に進んだ地点の西側にみられる急峻な山腹斜面一帯が史跡範囲となり、その規模は東西約 200m×南北約 150m、標高 140m～280mとなり、公簿面積は 11,920.29 m<sup>2</sup>であるが、実測面積は 26,014 m<sup>2</sup>となる。

本史跡は、急峻な山腹斜面に形成されており、岩盤が多く露出した地形となる。また本史跡のある範囲は東西に帯状に延びる付加帯の秩父南帯（三宝山帯）にあり、石灰岩やチャートが分布する地域となる。これらの石灰岩やチャートの割れ目に地下からマグマによって熱せられた水銀と硫黄が含まれる熱水が貫入し、冷え固まったものが辰砂となり鉱床を形成している。



3-1 図 史跡の位置図

## 第2節 指定の状況

名 称： 若杉山辰砂採掘遺跡（わかすぎやましんしゃさいくつせいせき）

種 別： 史跡 ※指定基準第6号  
 （交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設  
 その他経済・生産活動に関する遺跡）

指定年月日： 令和元年（2019）10月16日  
 （令和元年10月16日付け文部科学省告示第77号）

所 在 地： 徳島県阿南市水井町字西109番1うち実測3,452.42㎡、水井町字奥田42番1  
 のうち実測4,502.87㎡、42番8、42番9、42番11

指定面積： 11,920.29㎡（公簿面積）

管理団体： 阿南市（令和2年2月27日付け文化庁告示第6号）

指定説明文：

若杉山辰砂採掘遺跡は、弥生時代後期から古墳時代前期にかけて朱の原料である辰砂（硫化水銀）の採掘と細粒化等の加工を行った遺跡である。徳島県南部を東流する那賀川の支流である若杉谷川西側の、石灰岩やチャートの岩盤が多く露頭する急峻な山腹斜面に位置する。

遺跡の周辺は水銀の産地として知られ、太平洋戦争中には水銀探索が行われており、そうした水銀探索や戦後の斜面地の開墾に伴い石杵や石臼、土器が発見されていた。昭和28年には加茂谷村郷土史研究会が分布調査を実施し、石杵・石臼・土器に加えて辰砂原石を確認した。昭和四十四年には早稲田大学考古学研究室の市毛 薫らが踏査を実施し、古墳時代の辰砂採掘碎石遺跡として全国に紹介した。

昭和五十九年から六十二年に、徳島県博物館（現・徳島県立博物館）が初めて本格的な発掘調査を実施した。調査では、弥生時代後期から古墳時代初頭の遺構面が遺存することが判明するとともに、石杵・石臼などの石器類400点以上、辰砂原石、弥生土器、鉄製品、獣骨、魚骨、貝類が出土した。平成27・28年度には、徳島県教育委員会が徳島大学の協力を受けて遺跡範囲を確認するための

若杉山辰砂採掘遺跡	徳島県阿南市水井町	同奥田	一〇九番一のうち実測三四五二・四二平方メートル 四二番一のうち実測四五〇二・八七平方メートル、四二番八、四二番九、四二番一一
-----------	-----------	-----	---

資料 官報

（令和元年10月16日、号外第139号）

調査を実施し、辰砂鉱脈の形成状況並びに辰砂採掘に際して廃棄された破碎礫の堆積(ズリ場)及び石杵・石臼の広がりを確認し、遺跡の範囲が東西約200メートル、南北約150メートル、標高140から280メートルに及ぶことが明らかとなった。平成29・30年度には、徳島県教育委員会と阿南市が発掘調査を実施し、二か所の辰砂採掘場を確認した。

二か所の辰砂採掘場のうち、一つは露天採掘によるものである。熱水貫入により形成された辰砂結晶を含む石英脈がみられる石灰岩の岩盤を、垂直に掘り進めることで辰砂を獲得している。岩盤面の前面には、上部斜面で行われた別の採掘で生じたとみられる破碎礫が堆積しており、その堆積中には辰砂原石や石杵、弥生時代後期の土器片が含まれる。もう一つの辰砂採掘場は、チャート岩盤を横穴状に掘り進めるものである。横穴は奥行約14メートル、中心部の幅約3メートル、高さ70から90センチメートルで、内部には石杵が点在する。二か所の開口部があり、側壁面には現在も辰砂とみられる赤色の鉱物が確認できる部分がある。横穴内での発掘調査により弥生時代後期から古墳時代前期の土器が出土したが、古代・中世の土器もみられるため、横穴の開削は弥生時代に開始されたものの、古代・中世にも一部利用され改変された可能性がある。

これらの辰砂採掘場の下方を中心に破碎礫が廃棄されたズリ場が3か所ある。南側のものは東西約65メートル、南北約38メートル、最大幅約35メートル、露天採掘による辰砂採掘場の下方のものは東西約40メートル、南北約43メートル、最大幅約25メートル、北側の横穴状の採掘場の下方のものは東西約130メートル、南北約60メートル、最大幅約58メートルの範囲に広がる。ズリ場には95点の石杵と数点の辰砂原石が含まれる。

分布調査及び発掘調査により多数の石杵が出土しており、特に2か所の採掘場出土のものは岩盤からの採掘に用いられたとみられる。石杵には重さ6キログラムを越えるものから100グラム未満のものまで様々な大きさのものがある。使用痕跡として敲打痕と擦痕が確認でき、岩盤からの採掘、「敲き」作業による荒割り、そうして得られた小礫を細粒化するための「潰し」作業が行われている。石杵の多くは那賀川流域で産出する砂岩の円礫を用いるが、約1割は香川県東部で産出する火成岩(玢岩)の円礫を用いており、採掘用に搬入されたものとみられる。露天採掘場周辺で出土した石臼は全て石灰岩製だが、徳島県博物館の発掘調査では若杉谷川で調達したとみられる砂岩製のものが出土している。

徳島県博物館及び徳島県教育委員会・阿南市による発掘調査により弥生時代後期から古墳時代前期までの土器が出土しており、特に弥生時代後期後半から終末期のものが中心をなす。製作地が分かるものには在地産、鮎喰川下流域産、香川県の香東川下流域産のものがあり、わずかに山陰系や畿内系の土器を含む。鮎喰川下流域産の土器が全体の約6割を占め若杉山遺跡より約20キロメートル離れた同地域の集団が主に辰砂の採掘に関わっていたとみられるが、他地域産の土器もあり遠方の集団も採掘に関与していた可能性が想定される。壺・甕・鉢の内面には朱が付着したものがある。

このように、若杉山辰砂採掘遺跡は弥生時代後期から古墳時代前期、およそ1世紀から4世紀ごろにかけて、辰砂の岩盤からの採掘と細粒化等の加工を行った遺跡であり、弥生時代・古墳時代における鉱物獲得の方法が具体的に明らかになった初めての遺跡である。当該時期には

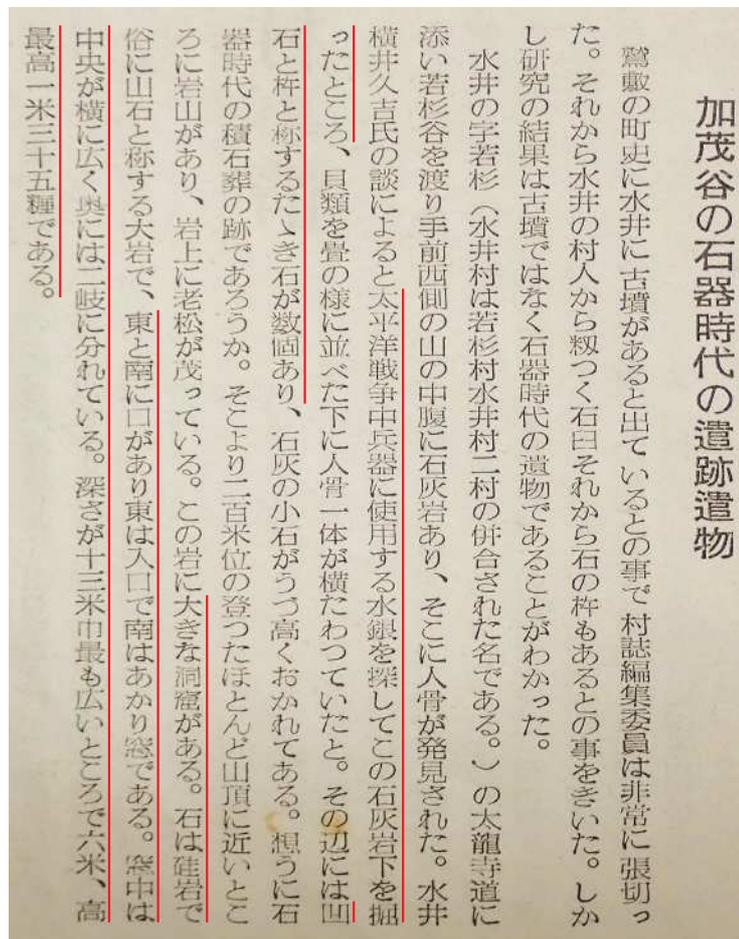
朱は土器や銅鐸に塗布され、埋葬施設に用いられる他、葬送儀礼の中でも重視され使用される等、非常に貴重な顔料として珍重されたが、辰砂の採掘に際して遠隔地から土器や石杵が持ち込まれるなど他地域の集団の関与が想定されることは、朱に対する広域的な需要の高まりの中で若杉山辰砂採掘遺跡の辰砂採掘が重視されたことを示している。我が国における鉱物資源の利用の在り方、朱の生産の実態を示す遺跡として極めて重要であることから、史跡に指定し、保護を図ろうとするものである。

【指定説明：月刊文化財 令和元年9月号 文化庁監修 第一法規株式会社発行】

## 第3節 計画の目的と対象範囲

## ○遺跡発見から市の文化財指定まで

昭和29年(1954)に刊行された『加茂谷村誌』によると、本史跡がある地点は、戦中に兵器使用の為、水銀探索がおこなわれている。その際、石灰岩下の掘削時に人骨が発見され、またその周囲に凹石(石臼)や石杵数個も発見されている。そのため、地域住民の間では何らかの遺跡があることは知られていたようである(当時は石器時代の遺跡との認識がなされていた)。また戦後ミカン畑の開墾のため13段の石垣が築かれるが、その際も多く石臼・石杵・土器片が発見されている。



資料 加茂谷村誌5頁の記述

昭和28年(1953)に、加茂谷村誌刊行のため、佐々心山氏を代表とする加茂谷村郷土史研究会による現地調査が実施された。調査では従来から見つかった石臼・石杵や弥生時代末から古墳時代前期頃の土器や辰砂原石が確認された。調査に参加していた当時の富岡西高等学校教諭であった常松卓三氏により、水銀鉱物が産出する地質的条件やこれまでの出土品から、「若

杉山遺跡は弥生時代末から古墳時代初頭にかけての辰砂採掘遺跡」と言う初めての認識がなされた。また常松氏は戦中に人骨が見つかった地点より200mほど登った山頂付近にある大岩で、洞窟を発見している。加茂谷村誌によると、「石は珪石（チャート）で、——（省略）——東と南に口があり東は入口で南はあかり窓である。窓中は中央が横に広く奥には二岐に分かれている。深さが十三米最も広いところで六米、高さは最高一米三十五糎である。」とあり、常松卓三氏は「水銀原鉱辰砂を掘ったあとであろう。」と推測している。この洞窟については平成29年までその所在は不明となる。

昭和42年(1967)、当時早稲田大学の学生(後に富岡西高等学校教諭となる。)であった岡本担氏が若杉山遺跡を踏査し、早稲田大学考古学研究室で報告を行った。このことが古代の朱に関する研究者であった早稲田大学考古学研究室の市毛勲氏に伝達され、昭和44年(1969)には市毛勲氏が中心となり現地踏査が実施された。その成果は日本経済新聞や考古学専門誌である「考古学ジャーナル」で紹介され、若杉山遺跡は「全国唯一の古墳時代の辰砂採掘砕石遺跡」として全国的に知られるようになった。

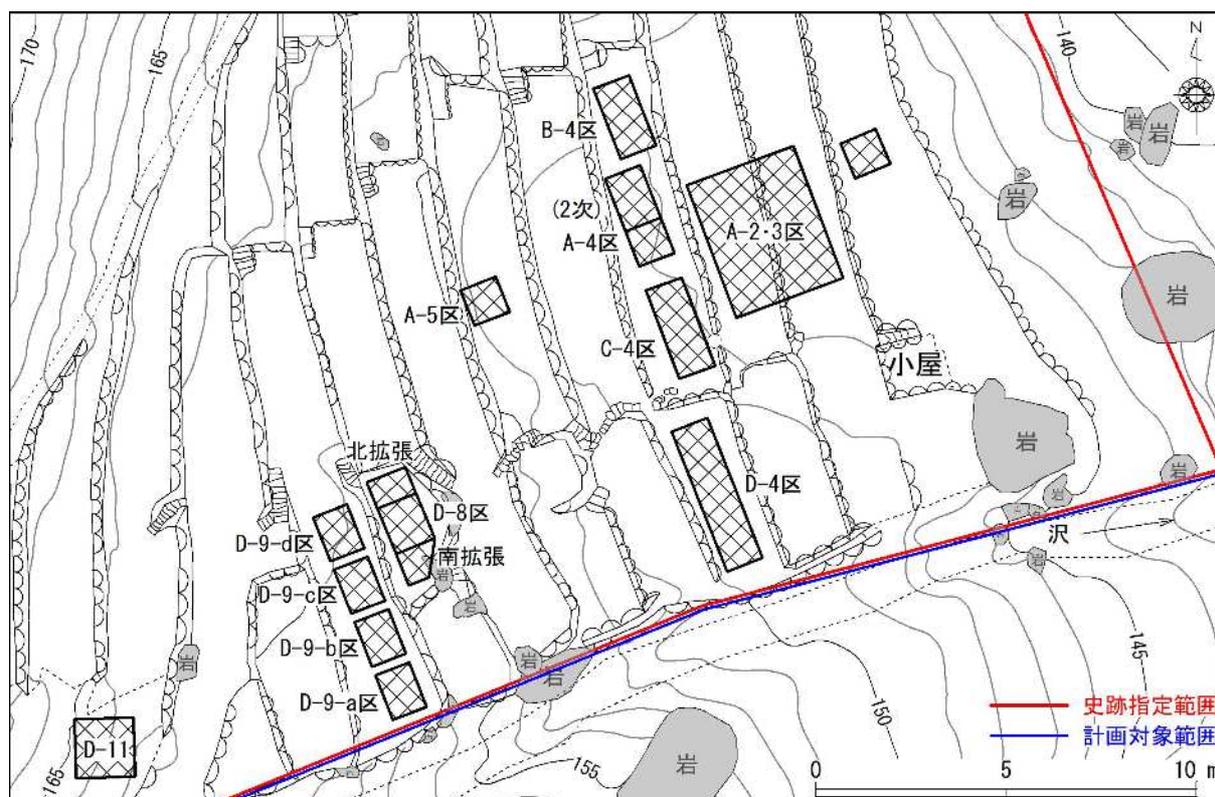
この年の7月18日に若杉山遺跡を市の史跡に指定した。指定された範囲は多くの遺物が発見された段々畑のある東西約80m×南北60m、標高140m～165mの範囲である。



3-1 写 1980年代の調査風景

### ○初めての発掘調査

昭和59年(1984)から昭和62年(1987)にかけて若杉山遺跡では初めての本格的な発掘調査が徳島県博物館(現徳島県立博物館)によって実施された。調査範囲は阿南市の指定史跡となっていた範囲で、400点以上の石杵や石臼といった辰砂の採掘・精製に伴う石器類をはじめ、辰砂原石・弥生土器・鉄製品・蛇紋岩製勾玉や自然遺物(獣骨・魚骨や貝類)等の遺物が出土した。調査地は戦後、13段の段々畑として改変され、自然地形は損なわれてしまっているが、いくつかの調査区では遺構面が確認されている。うちD-8区では、地表面から50cm下がった4層において遺構面が捉えられている。遺構面上に石臼が据えられた状態で出土し、石杵も5点出土している。また5基の土坑を検出。D-8区北拡張部より勾玉1点と獣骨・貝類が集中して出土、D-8区南拡張部からは石灰岩の破碎礫を積み上げた状態で確認された。この状況から調査報告書の中で、D-8区周辺は辰砂精製の作業場兼住居の場であると評価している。



3-2 図 1980年代の調査地区地形測量図及びトレンチ位置図

徳島県博物館の発掘調査で、若杉山遺跡は「弥生時代後期初頭から古墳時代初頭の辰砂精製遺跡」としての裏付けがなされ、また全国的にも前例のなかった辰砂精製遺跡の調査は、学史上非常に重要な位置づけであったと言える。しかしながら、この調査では具体的な辰砂採掘の実態についてまでは検証に至らず、当時の認識として辰砂の獲得は「地表に散布する辰砂原石を採取するか、露頭した辰砂脈を割り取る」といった程度のものであり、辰砂採掘方法については課題が残る形となった。

### ○国史跡指定に向けた平成の調査

平成27年度(2015)から、徳島県教育委員会が主体となり若杉山遺跡の国史跡指定を目指した調査が徳島県立博物館と阿南市の協力のもとで実施された。

徳島県博物館の調査から30年以上経過していたため、平成27年度は若杉山遺跡出土石器の再整理を実施。石鋤・石杵・石臼の実測図を提示し、使用痕の観察を基に、石杵を敲石・潰石・磨石、石臼を敲台・凹石・磨台に細分化し、石器の使用目的による分類を示した。石器の分類に併せ、「鉱脈の探索→敲き→潰し→磨り」という現地での辰砂採掘工程を復元できることを確認。また多くの石器は地元で採集された砂岩製のものだが、一部玢岩(安山岩質貫入岩)製の石杵が見つまっている。調査により玢岩は東かがわ市塩越海岸に産出する石材であることが確認され、若杉山遺跡で使用されていた石器のうちの一部は、他地域から石材を一定量持ち込んでいることが改めて確認できた。

更に現地において、これまで周知されていた市指定範囲の若杉山遺跡周辺の踏査を実施。市指定範囲の若杉山遺跡北側隣接地で、採掘に伴って生じた破碎礫の帯状堆積場所（以下「ズリ場」という。）を確認。またズリ場内には石杵が所々点在していることが確認できた。

平成28年(2016)は昨年度の石器資料に続き、若杉山遺跡出土土器の詳細な観察を徳島県教育委員会が行った。結果、操業時期は弥生時代後期初頭から古墳時代初頭であり、特に弥生時代後期後半から終末期の土器がもっとも多く、このことにより、この間に盛んに採掘されていたことが確定した。出土土器は在地産以外に、鮎喰川下流域、讃岐地域、畿内、山陰といった複数地域の土器が含まれていることを確認。土器の構成比率により鮎喰川下流域の土器が約60%を占め、鮎喰川下流域の集団の関与が示された。また、昭和60年(1985)の第2次調査の土器片から抽出した内面に赤色顔料の付着する39点について蛍光X線分析を行い、34点から水銀が検出された。これらの土器の一部は朱容器として使われた可能性が考えられる。

現地踏査では、若杉山遺跡市指定範囲から70m登った標高212m付近で、地質学的知見を基に辰砂が産出されやすい石灰岩体とチャート岩体の境目の熱水の貫入兆候が認められる地形岩相境界上の地点を確認。この石灰岩露頭部地点の下部斜面でズリ場も認められることから、この付近で辰砂の採掘が行われていた可能性が高いと判断。更に平成27年度に確認された北側隣接地ズリ場の上方、標高245m地点においてはチャート岩盤を穿つ横穴(採掘坑跡)を再確認。この横穴は昭和29年に刊行された加茂谷村誌の中に記載された洞窟の表現と類似していることから、常松卓三氏によって確認された洞窟と同一のものである。これらの分布調査によって、従来認識されていた若杉山遺跡の範囲は大きく広がることが確認できた。

平成29年(2017)～平成30年(2018)にかけては、平成27年度から2か年で実施された現地踏査の結果を基に、阿南市が採掘坑跡の発掘調査を、徳島県教育委員が石灰岩露頭部地点の発掘調査を実施した。採掘坑跡内部の観察及びトレンチ調査によって、辰砂獲得のため石杵を利用し採掘をして穿たれた横穴であることが判明。内部の発掘調査では弥生時代後期の土器片が出土したことにより、弥生代後期から岩盤をトンネル状に穿つ方法で採掘が行われていることが確認された。徳島県の調査は、石灰岩に形成された熱水鉱脈に含まれる辰砂を割り取って獲得(露天採掘)している痕跡が認められた。石灰岩の岩盤を南北方向に垂直に掘り進められており、岩盤面には熱水脈の痕跡が確認。これを狙って採掘が行われていたと考えられ、採掘後には上部での採掘によって生じた不要岩石である破碎礫が投棄されており、その堆積中からは辰砂原石と共に石杵や弥生時代後期の土器片が出土している。

また地質学的視点からの調査結果としては、発掘調査を実施した2か所の採掘地点において蛍光X線分析計を用いた理化学的分析を試み、Hg(水銀)の高い数値が計測され、また両採掘地点の土壌サンプルからは辰砂の微粒子が確認できた。更に、これまでの調査成果の1つとして、従来「若杉山に散布する辰砂の原石は母岩が石灰岩で、石英の熱水脈が伴わないであろう」ということが定説とされていたが、経年的な調査の過程で、母岩がチャートであるもの、それから石灰岩であるもの、それと同時に辰砂の水銀脈が石英脈に伴う等の多種多様なものが採取され、新たな地質学的な知見が確認された。

これらの調査成果を基に、平成31年1月17日に阿南市は文部科学大臣に対して意見具申を

### 第3章 史跡の概要

行い、令和元年6月21日に答申がなされ、同年10月16日に正式に国史跡に指定された。国指定により名称が「若杉山辰砂採掘遺跡」となった。

年 度	概 要	文 献
戦中から戦後	・石器等の発見（遺跡の存在が明らかに）	文献1
昭和28年（1953）	・「弥生時代末から古墳時代初頭にかけての辰砂採掘遺跡」という認識が初めて示される。	文献1
昭和44年（1969）	・市毛勲氏が中心となり現地踏査を実施。「全国唯一の古墳時代の辰砂採掘碎石遺跡」として全国的に知られる。	文献2
昭和44年（1969）7月18日	・市の文化財に指定	
昭和59年（1984）～昭和62年（1987）	・初めての発掘調査が行われる。	文献3
平成27年（2015）	・市指定範囲外にズリ場や石器の散布状況を確認。 ・既存出土石器資料の再整理	文献4
平成28年（2016）	・採掘の痕跡を確認 ・既存出土土器資料の再整理 ・理化学的分析を実施。	文献5
平成29年（2017）～平成30年（2018）	・露天採掘場の発掘調査（徳島県教育委員会） ・採掘坑跡の発掘調査（阿南市） ・露天採掘跡・採掘坑内における蛍光X線分析計での調査	文献6 文献7
令和元年（2019）10月16日	・国史跡に指定、名称「若杉山辰砂採掘遺跡」になる。	

文献1 佐々心山編 1954『加茂谷村誌』加茂谷公民館

文献2 市毛 勲 1969「古墳時代の辰砂採掘碎石址—徳島県阿南市若杉山遺跡のこと—  
『考古学ジャーナル』No.33 ニュー・サイエンス社

文献3 徳島県立博物館 1997『辰砂生産遺跡の調査—徳島県阿南市若杉山遺跡—』

文献4 徳島県教育委員会 2016『赤色顔料生産遺跡及び関連遺跡の調査—採掘遺跡 石器編—』

文献5 徳島県教育委員会 2017『赤色顔料生産遺跡及び関連遺跡の調査—採掘遺跡 土器編—』

文献6 徳島県教育委員会 2019『赤色顔料生産遺跡及び関連遺跡の調査—若杉山遺跡 発掘調査編—』

文献7 阿南市 2019『若杉山遺跡発掘調査報告書』

## 第4節 遺跡の概要

### 第1項 遺構

#### (1) 採掘場

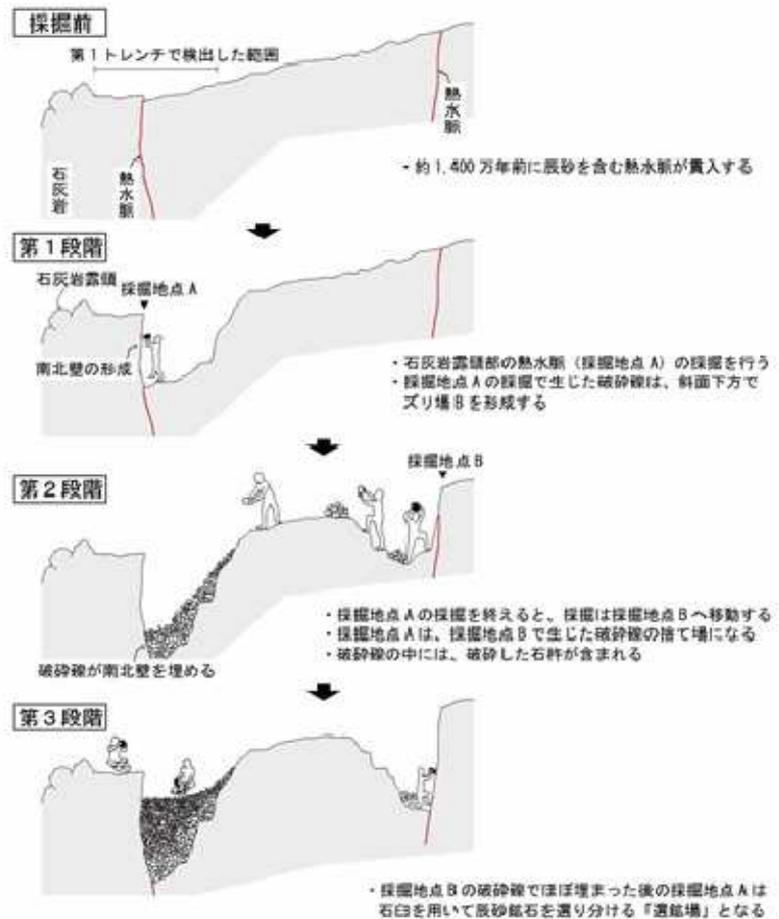
■**露天採掘跡** 石灰岩露頭部の北側で表層地層がチャートに変化する境目の標高 212mの石灰岩露頭部側にある。平成 29・30 年度の発掘調査の結果、採掘によって形成されたほぼ垂直な石灰岩の南北方向にのびる壁面が確認された。この壁面には熱水痕跡がみられ、その多くで携帯型蛍光 X 線分析装置により Hg（水銀）の高い反応が確認された。壁面内側（西側斜面）には破碎礫が堆積している。下層に行くにつれ、礫は大きくなっている。平成 30 年度までの調査では、安全面を考慮し、壁の上端 3.7m までの深さまでの検出に留めているが、さらに礫の堆積は深くなることが想定できる。この破碎礫は上部での採掘によって生じた不要



3-2 写 露天採掘跡（北から）

岩石が投棄され堆積していることが認められており、その礫堆積層中より石杵及び弥生時代後期の土器片が出土している。

■**採掘坑跡 1** 採掘坑跡 1 は標高 245m の急斜面上に位置する。チャートの岩盤からなり、開口部は東側と南側の 2 箇所である。東側開口部分は、高さ約 90cm、幅約 120cm。南側開口部分は、高さ約 40cm、幅約 100cm となる。奥行きは東側開口部を起点に約 12.7m、中心部の幅は約 3m。高さは 70cm から 120cm。東側開口部から約 3.5m 奥に進んだ南側に南側開口部に向けての横穴が通じている。採掘坑跡断面は半円形のカマボ



3-3 図 露天採掘イメージ図

（「赤色顔料生産遺跡及び関連遺跡の調査 若杉山遺跡 発掘調査編」を加筆・修正）

コ状である。内部には石杵の破片が十数点散布しており、辰砂鉱石も認められた。坑内の土壌を水簸したことにより辰砂粒も確認された（2019年）。また内部壁面の東西方向に石英脈が走っており、その石英脈を追うように横穴が穿たれている。石英脈箇所でおこなった蛍光X線分析ではHg（水銀）の高い反応が確認された。

平成29・30年度の発掘調査では南側と東側の開口部と内部に計5か所のトレンチを設定し調査を行った。特に成果があったNo4トレンチからは、石杵の破片が15点、土器の小片が13点（内5点が弥生土器片）出土した。

**■採掘坑跡2** 採掘坑跡2は採掘坑跡1の直下標高233m地点の場所にあるチャートの岩盤である。開口部のトレンチ調査からは遺物は発見できなかった。調査箇所を開口部に留めたため、内部の形状は不明であるが、採掘坑跡1よりも小規模で、穴は開口部より左斜め下方向に、円形状に掘りこまれていることが見てとれる。遺物等が出土していないため、採掘時期については不明である。

#### （2）ズリ場

**■ズリ場A** 平面積およそ950㎡の規模をもつ。石灰岩を主体とするズリ場で、最上部から扇形に広がるズリ場の幅は最大で南北約40mに及んでおり、最上部の起点から終点までの高低差は35mとなっている。なお、ズリ場の南限は南側に構築された段々畑に沿うことから、一部後世の改変が及んでいる可能性がある。ズリ場内では3点の石杵と1点の土器片を確認している。

**■ズリ場B** 平面積およそ1,300㎡の規模をもつ、石灰岩を主体とするズリ場で、南側から東側にかけて石灰岩露頭を取り巻く様に形成されている。ズリ場の下半は標高180m付近でズリ場Aと合流している。終点は段々畑によって破壊されている。このことから、本来はさらに下方までズリ場が広がっていたと思われる。起点から終点までの高低差は47mとなっている。ズリ場内では17点の石杵が確認され、地表面には埋まりきっていない石臼をみることができる。

**■ズリ場C** 平面積およそ3,000㎡のズリ場で、3箇所のズリ場のなかで最大の規模をもつ。チャート岩石のズリ場で、ズリ場の発生起点は標高233m付近に求められる。ズリ場は、ここから尾根に挟まれた谷部斜面地に幅約20mにわたって広がっている。途中、標高170m付近で地形の影響を受けて分岐している。主体となるズリ場は幅を増しながらやや北に振り、下端は若杉谷川沿いを通過する遍路道によって破壊されている。したがって、本来は谷底を流れる若杉谷川まで及んでいたと思われる。起点と現状の下端である遍路道までの高低差は98mを測る。一方、分岐点からやや南に振りながら延びるズリ場は、標高160m付近で段々畑によって破壊されている。ズリ場Cでは、38点の石杵の散布がみられたほか、辰砂鉱石を2点確認している。

## 第2項 遺物

### (1) 石器

本史跡で表採・出土した石器は「石鍬、石臼、石杵」といった辰砂採掘及び精製に関わる石器が数多く見つかり、山中の遺跡であるが石鍬等の狩猟関係の石器類は確認されていない。石臼は使用用途の違いから「敲台、凹台、磨台」の3種類に分類することができる。敲台は平坦面に敲打痕が残る。凹台は円形の深さ2 cm から4 cm の窪みを持ち、多くの凹台は複数の窪みを持つ。一部裏面にも窪みを持つものがある。磨台は平坦面に顕著な擦痕が残る。石材は砂岩製と石灰岩製の2種類となる。石杵についても使用痕から「敲石、潰石、磨石」の3種類に分類することができる。使われる石材は川原石の円礫で、砂岩製のものが多いが、一部香川県産の玢岩（安山岩）製の石杵が見つかりしている。



3-3 写 出土石器

また、採掘場跡でも石杵は確認されており、多くは剥片である。このことから石器を使用した採掘が想定されている。これらの石器の一部からは水銀朱が付着したものが確認されている。

### (2) 土器

本史跡出土土器の器種構成は、壺・甕・鉢・高坏で、年代は弥生時代後期初頭から古墳時代初頭となる。比率は、壺 18%・甕 42%・鉢 15%・高坏 24%となる。平成 28 年度に徳島県教育委員会が行った胎土分類の結果から、土器の製作地は本史跡から 20 kmほど北上した場所にあたる鮎喰川下流域産が 59%、地元産が 23%、産地不明が 11%、讃岐産が 6%、畿内系及び山陰系が 1%となり、本史跡出土土器の多くは搬入品で構成されている。朱が付着する土器も確認されており、そのうち内面のみ付着したものが圧倒的に多く、朱を入れる容器として使用されたことを示唆している。



3-4 写 出土土器

■採掘坑跡 1 坑内からは弥生時代後期の土器片（甕の口縁部の一部）が出土している。そのほ

か、小片のため器種は不明ながら須恵器片と12～13世紀代のものと考えられる土師器杯片も同地点から出土している。

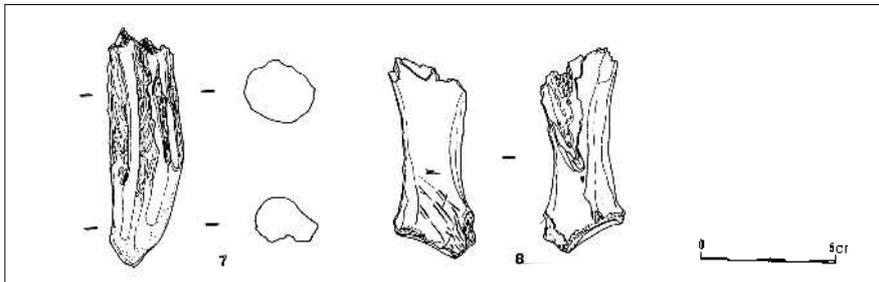


3-5 写 採掘坑跡1坑内出土土器（左から弥生土器片・須恵器片・土師器片）

### (3) 自然遺物

■貝類 海産、汽水産、淡水産、陸産など33種の貝類が出土している。海産が大半で、ハマグリの出土が多い。その他にサザエやカキなどの貝類がある。

■獣骨 鹿の角や骨が出土。鹿角は面取りし、深い刻みをつけたものなど、加工を施したものが多く、用途は不明である。

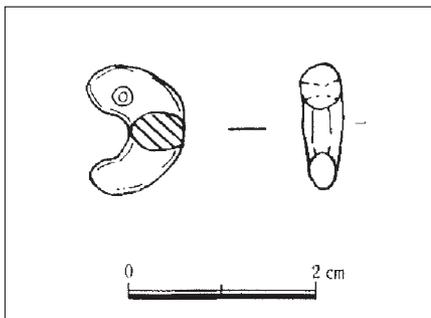


3-4 図 鹿角加工品実測図

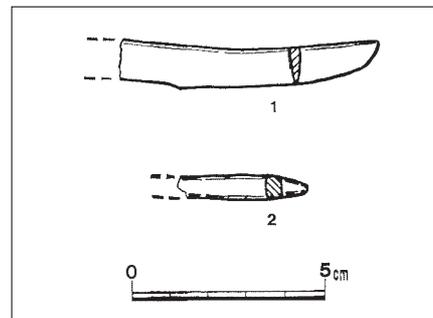
### (4) その他の遺物

■勾玉 1点出土。蛇紋岩製。灰緑色で不定形。長さ1.35cm。幅0.35cm。

■鉄製品 刀子が1点出土。残存長3.4cm。刃部幅1.1cm。その他不明鉄器1点が出土。



3-5 図 勾玉実測図

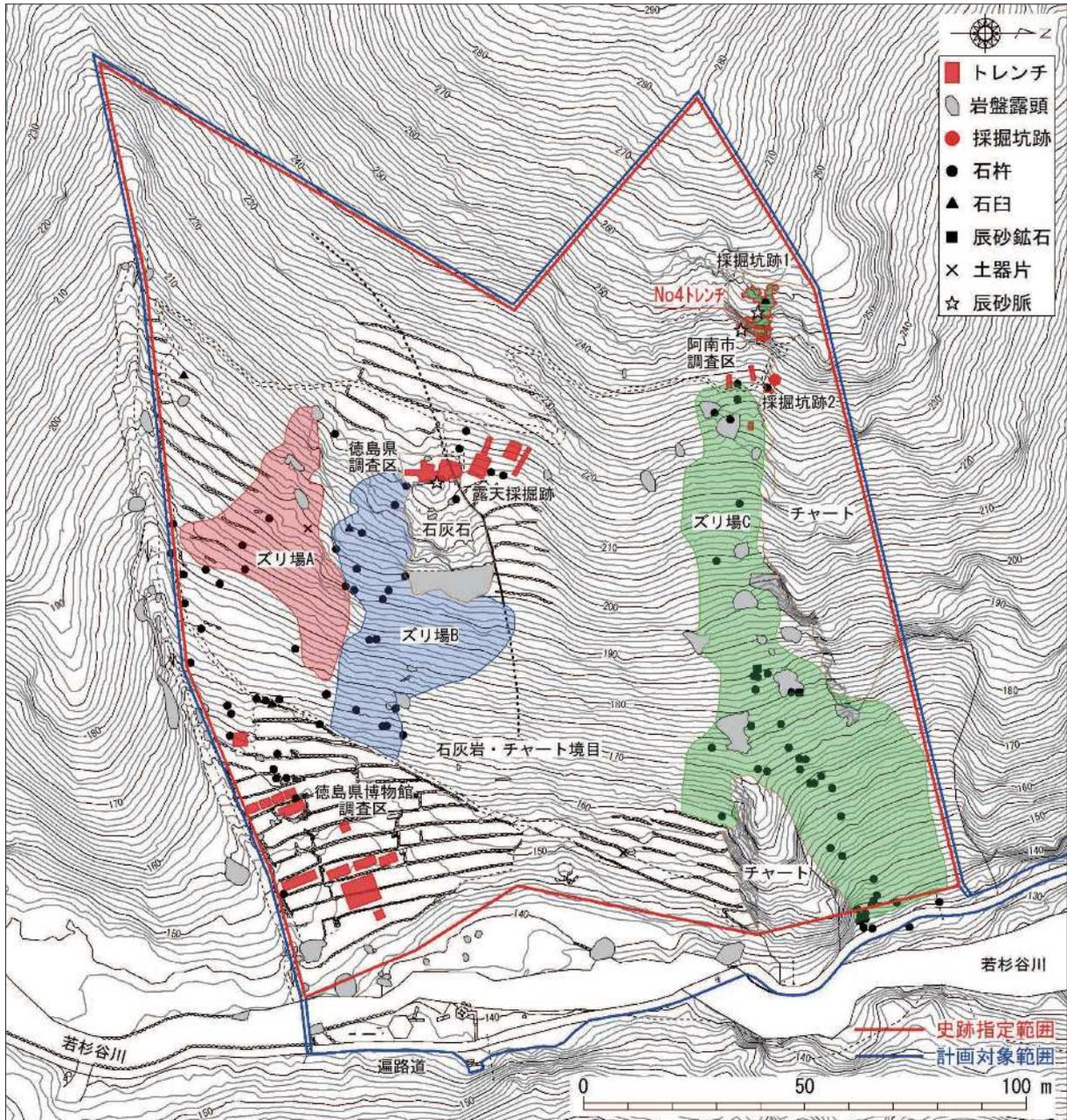


3-6 図 鉄製品実測図

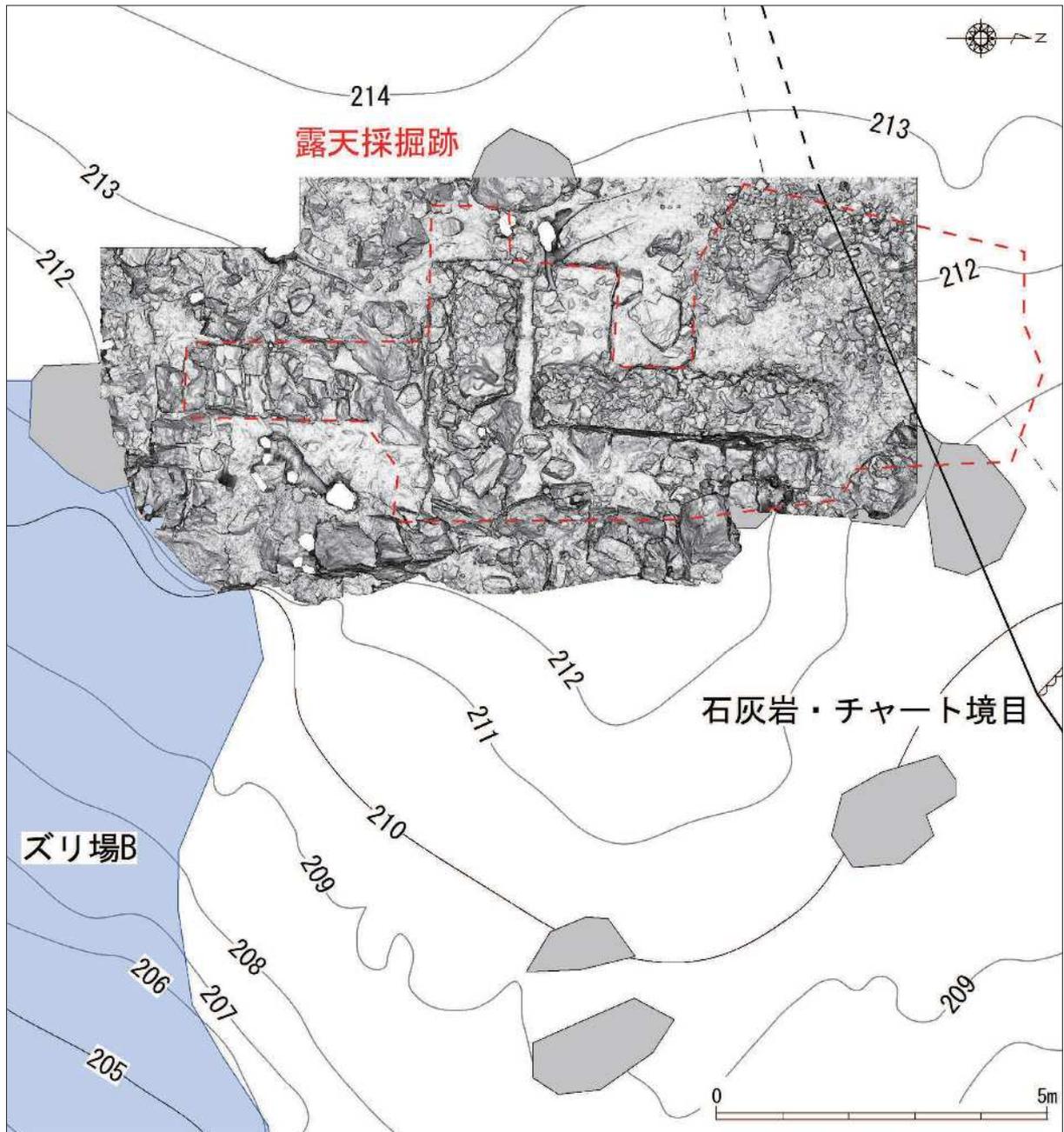
## 第5節 構成と年代

本史跡は、主に辰砂原石の採掘方法が明らかとなった「採掘場」と、採掘によって生じた不要岩石が斜面に帯状に堆積した「ズリ場」で構成されており、史跡範囲の大部分がこの「ズリ場」で構成されている。更にこの「ズリ場」を中心に多くの石杵が散布している状況が確認されている。また明確に地点を示すことはできないが、石臼や石杵の使用痕から、叩き→潰し→擦りの辰砂の精製の工程を行っていたことが分かった。さらに甕などの土器や獣骨・貝類などの食料残滓が出土していることから、採掘者の生活痕跡をうかがい知ることができる。

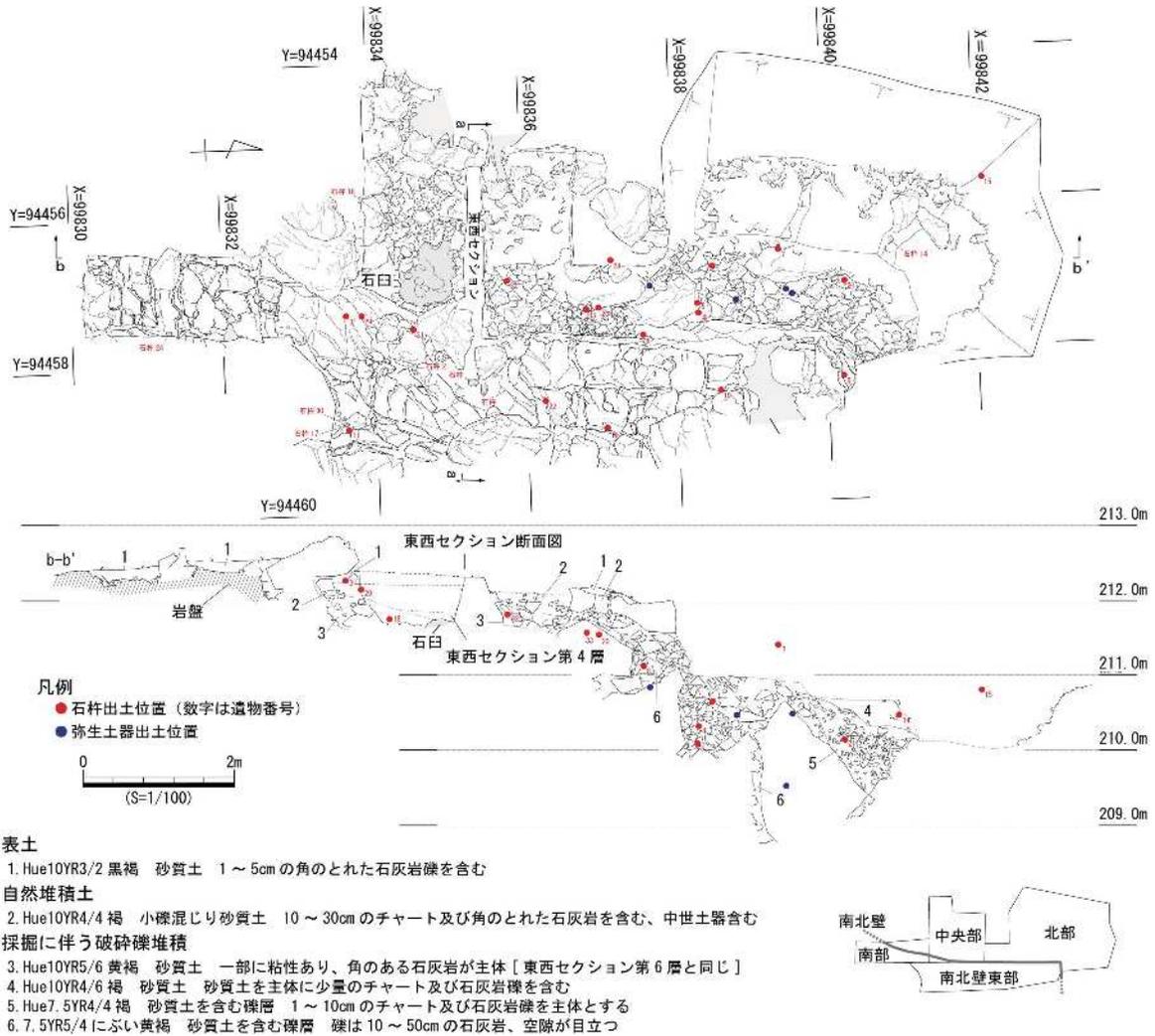
本史跡の操業時期については出土土器の詳細観察の結果、弥生時代後期初頭から古墳時代初頭、特に弥生時代後期後半から終末期に盛んに採掘されていたことが確定した。



3-7 図 遺構配置図

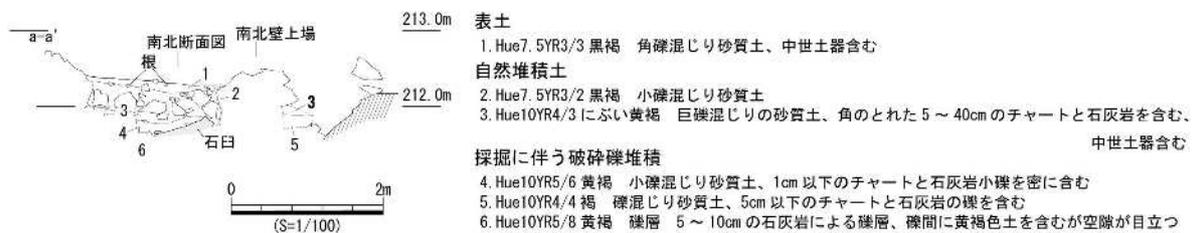


3-8 図 露天採掘坑跡平面図



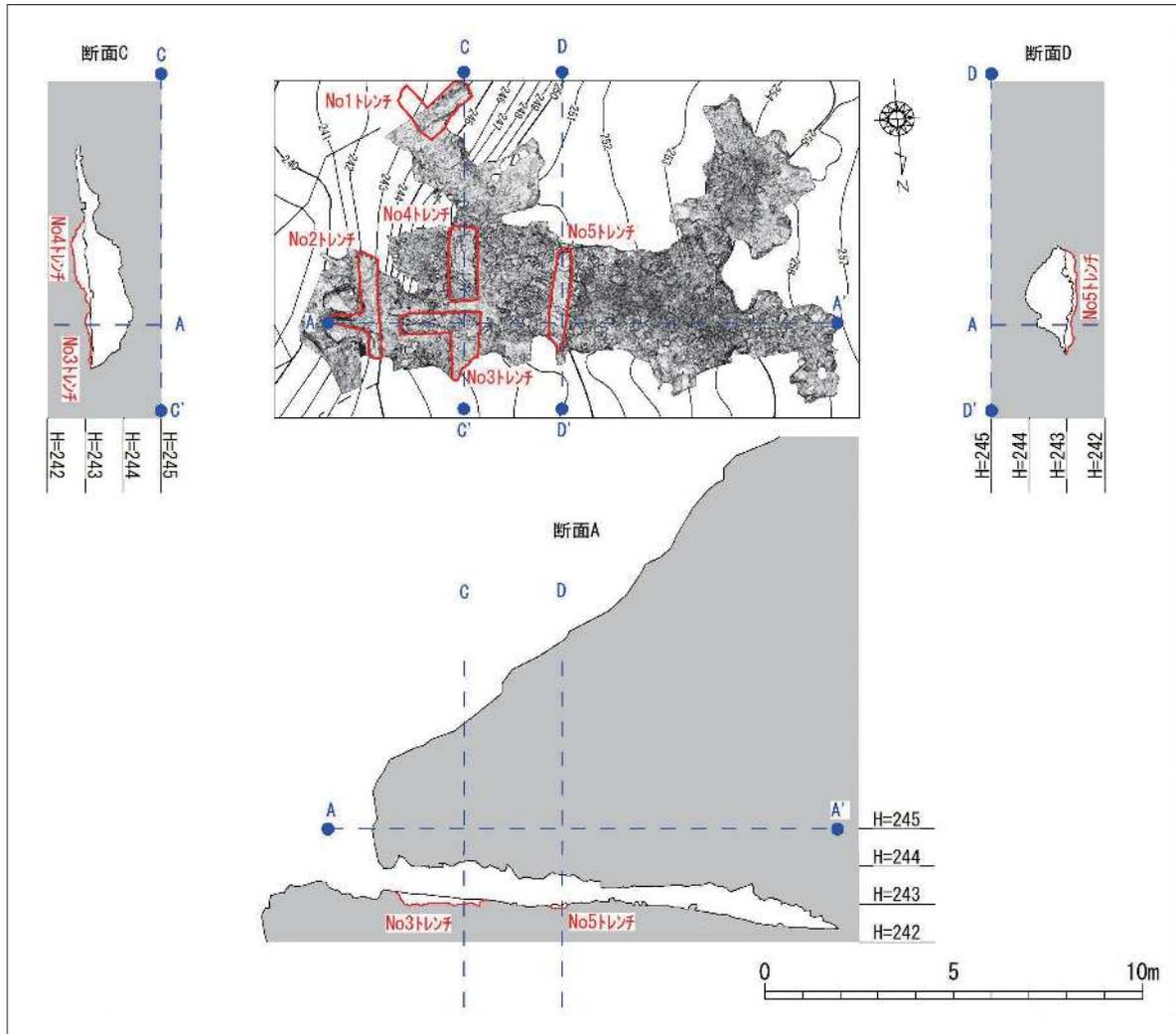
3-9 図 露天採掘跡第1トレンチ平面図・南北断面図

(「赤色顔料生産遺跡及び関連遺跡の調査 若杉山遺跡 発掘調査編」を加筆・修正)

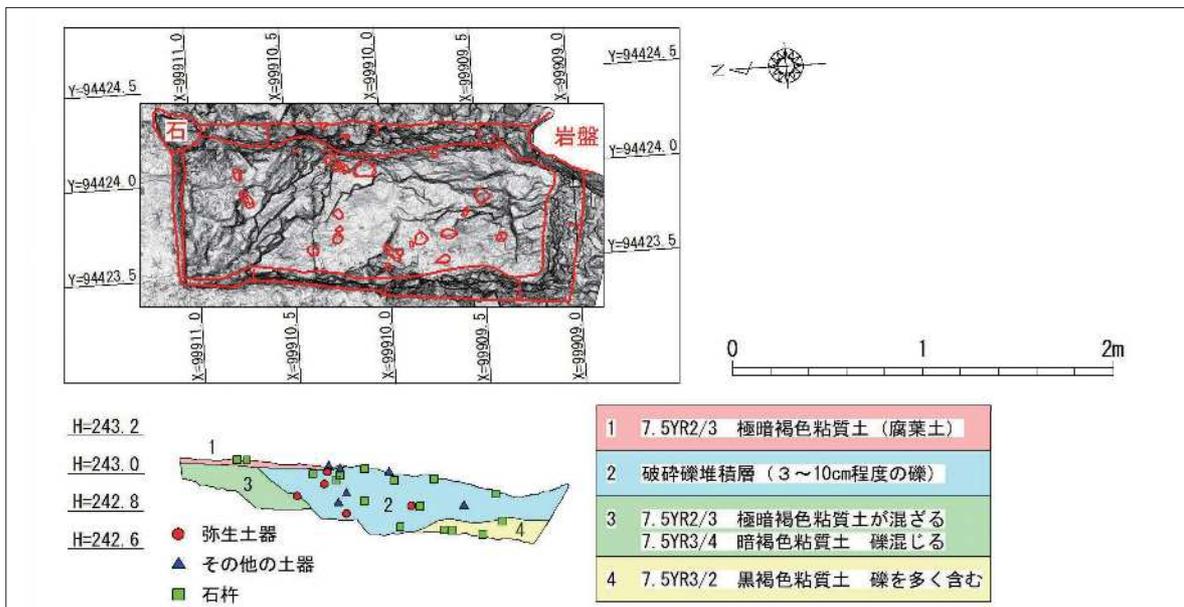


3-10 図 露天採掘跡第1トレンチ東西セクション断面図

(「赤色顔料生産遺跡及び関連遺跡の調査 若杉山遺跡 発掘調査編」を加筆・修正)



3-11 図 採掘坑跡1平面図・断面図及びトレンチ位置図



3-12 図 No4 トレンチ平面・断面図（「若杉山遺跡発掘調査報告書」を加筆・修正）

## 第4章 史跡の本質的価値

### 第1節 史跡の本質的価値

本史跡の本質的価値については、これまでに実施した考古学と地質学のコラボによる学際的調査に基づき、次のとおりまとめることが出来る。

#### ○辰砂鉱脈を包む岩体の露頭がみられるなど物質的根拠を示す遺跡

若杉山の辰砂鉱石は熱水鉱脈として、辰砂脈単体で石灰岩体に貫入するものに限らず、辰砂を伴う石英脈や辰砂を伴う酸化鉄脈として、石灰岩体やチャート岩体を母岩として貫入しているものなど多様性が見られる。そして採掘に伴い周辺に破棄された破碎礫（ズリ）の中に辰砂鉱石が取り残されていることが確認されている。このことは、本史跡の辰砂鉱脈形成プロセスと産出状況を踏まえた上で、多様性のある辰砂鉱石の同位体地球科学的な特性の全容を明らかにすることの重要性と必要性を意味しており、本史跡の価値を評価する上で重要な物的根拠を示している。そしてそれらの岩体は史跡内に露出し、史跡の地形・景観を形成している。

#### ○弥生時代後期初頭から古墳時代前期初頭にかけての辰砂採掘及び粉碎を行っていた遺跡

弥生時代後期初頭から古墳時代前期初頭（1世紀～3世紀後半）にかけて、水銀朱の原料である辰砂原石を採掘していた遺跡である。弥生時代後期からすでに、露天採掘跡や採掘坑跡の遺構から、石杵を利用し岩盤から直に辰砂鉱脈を割り取るなど、集約的に地下資源の獲得を行っている。採掘地点の土壌は、相当量の辰砂粒子が含まれており、鋭利な細片が特徴的に含まれる。このことから、現地での鉱脈・鉱石の粉碎行為が行われてことを示している。特に注目される点は、横穴状に掘り進める採掘技術がすでに用いられていることで、高度な技術を駆使して鉱山開発を手掛けていたことが確認できた弥生時代に遡る鉱山遺跡であり、鉱山史における研究としても極めて貴重である。更に割り取った辰砂鉱石を「叩く・潰す・擦る」といった細粒化等の不要物を除く選鉱の工程が史跡内で行われたことが認められたことにより、本史跡は弥生・古墳時代における鉱物獲得方法を具体的に示したものである。

#### ○辰砂（水銀朱）の流通実態を解明することのできる極めて重要な遺跡

辰砂によって作られた水銀朱は当時の日本列島内において、主に葬送儀礼などの重要祭祀の中で使用され、非常に貴重な顔料として珍重されていた。現在、この時代において明確に辰砂を採掘していた遺跡と認められているのは本史跡だけである。採掘場所で採取した土壌に含まれる辰砂粒子の色彩（マスカラー）は、石灰岩露天掘り地点では葡萄色であるのに対して、チャート採掘坑内では朱色であった。辰砂の色彩の多様性は、採掘地点の判別、精製辰砂の色合いへの影響などの解明に重要な情報をもたらす。このことは採掘地点毎に特有の産地分析用資料を豊富に提供でき、辰砂の産地同定研究の進展と相まって、採掘地と消費地を結びつけるこ

とが有望となる。本史跡は希少資源である辰砂の流通実態を解明する上で極めて重要な情報を提供する。

### ○辰砂採掘の観点から弥生時代社会を解き明かすうえで重要な手掛かりとなる遺跡

本遺跡からは徳島県鮎喰川下流域産のほか、讃岐産・畿内系及び山陰系の土器が見つかり、他地域産土器の多さが目立っている。また採掘で使用されていた石材の一部に香川県産の玢岩（安山岩質貫入岩）礫が持ち込まれており、このことは採掘の知識や技術・道具・人材などが外部から持ち込まれたことを反映し、採掘活動そのものに広域的繋がりが見て取れる。つまり本史跡は辰砂採掘の観点から弥生時代社会を解き明かすうえで、重要な手掛かりとなる遺跡である。

## 第2節 史跡の構成要素

### 第1項 構成要素の分類

#### ■史跡の本質的価値を構成する要素

本史跡の本質的な価値を表す要素であり、保存・活用を進めていく上で重要なもの

#### A 辰砂脈を包含する石灰岩・チャートの露頭：

若杉山における辰砂鉱石は、これまで「石灰岩に辰砂脈が貫入したもの」と捉えられていたが、地質的アプローチや近年の発掘調査により、石灰岩だけではなくチャートにも辰砂石英脈が貫入していることを突き止めた。

史跡内には石灰岩やチャートの露頭が点在し、その一部で石灰岩とチャートの各露頭部において採掘痕跡を確認。未調査分部についても、今後採掘痕跡が確認される可能性が高く、本質的価値の更なる解明を進めて行くうえで、史跡内に見える石灰岩やチャートの露頭は数少ない重要な資料である。

#### B1 採掘痕跡：

辰砂採取のため、地下に展開する辰砂脈を追跡して岩体を穿った痕跡である。

採掘作業は岩体深くに貫入する鉱脈を追い求めるため、逐次、岩体中に採掘作業スペースを更新しながら不要部を除去し、辰砂鉱石を割り採る。その結果、作業者が出入りし、坑内で採掘具を操作し、かつ岩体から打ち割った鉱石や不要礫を搬出するための最低限の空間が確保される。そして採掘に伴い膨大な不要砕石を排出することになる。

採掘坑の規模から採掘作業の総量を、採掘坑の形状と坑内に遺棄された採掘具（残片）から採掘技術を推測することができる。

現時点で顕在化した採掘痕跡は3地点あり、石灰岩の露天採掘場とチャートの横坑2つであ

る。後述するCの排出不要礫堆積の分布からさらに指定地内に未検出の採掘痕跡複数の存在が推測できる。

### B2 地下遺構（選鉱等の作業および宿営想定エリア）：

いわゆる石臼など採掘鉱石の粉碎用台石が多数存在することから指定地内で鉱石の粉碎など辰砂精製の少なくとも一部工程を実施したことは確実である。また急勾配の周辺地勢を考慮すれば、斜面を造成して作業テラスを設けた可能性が高い。

また甕（煮炊具）や高坏（食器）等の存在から、指定地内に滞在して採掘および（一部）精製作業を執り行ったことが推測できる。その場合、作業者の宿営スペースを営んだ可能性が高い。

県博1980年代の調査区は石臼（台石）や土器が多く出土した地点であることから、こうした作業ないし宿営スペースの候補地点であるが、その詳細や広がりは現時点で明らかではない。

また鉱石粉碎用石器の散布状態から未検出の作業・宿営スペース複数が存在するだろう。

### C ズリ場（採掘に伴う排出不要礫の堆積場）：

B1の採掘痕跡に伴いその周辺、特に斜面下方に採掘時に排出された不要の膨大な堆積（いわゆるズリ場）が形成され、採掘規模を反映する。また堆積する不要礫中には採掘具残片や少数の誤って廃棄された鉱石片が混在する。

特に誤って廃棄された鉱石片からは、近隣の露頭から採掘された辰砂熱水脈の種類や規模・品位を把握する上で重要な情報をもたらす。

### D 地表散布及び包含遺物（採掘等作業関係遺物の（二次的）散布・包含）：

この他、指定地の広い範囲にこの場で執り行われた採掘等の各種作業に関連する遺物が、一部は地表面に散布し、あるいは表土層や直下の不安定な斜面堆積層、もしくは植林（旧みかん畑）等の営林・営農作業に係る造成土に包含される。

これらの散布・包含状況は遺跡形成時の使用・廃棄地点を厳密に示すものではないが、その分布傾向から上記Bを補足して採掘等の作業地点を推測する一つの手がかりとなる。また散布・包含遺物はもちろん採掘時期・採掘技術およびその他作業の内容を推測する資料である。

## ■史跡の本質的価値を構成する要素以外の諸要素

### E 保存活用に有効な要素

本質的な価値からは外れるが、史跡の保存・活用を進めていく上で、検討を要する諸要素

### F その他の要素

将来的に撤去すべき要素

■史跡範囲外周辺環境を構成する要素

G 史跡とは別に文化財的価値のある要素

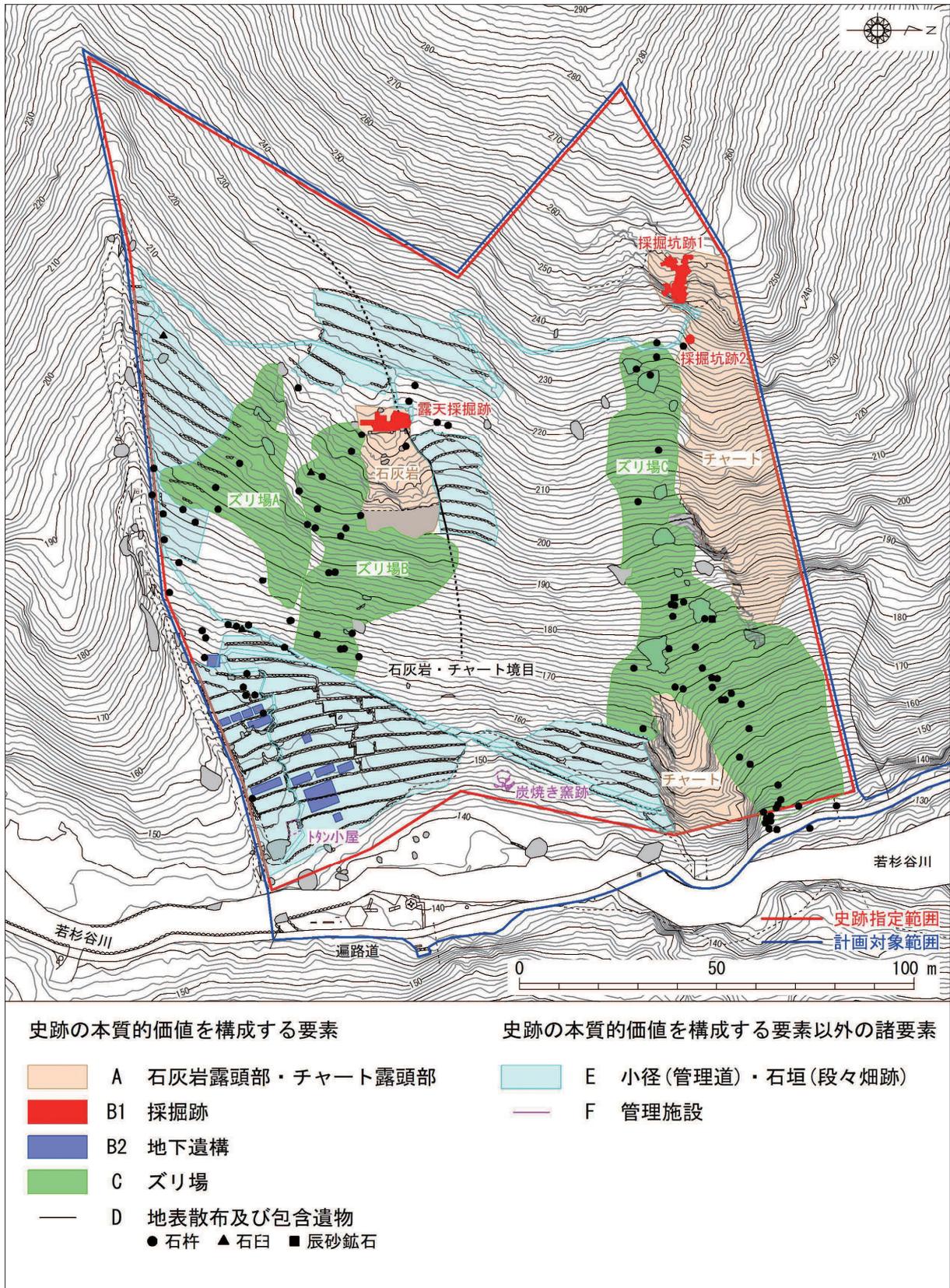
H 活用に有効な要素

I 生活に必要な要素

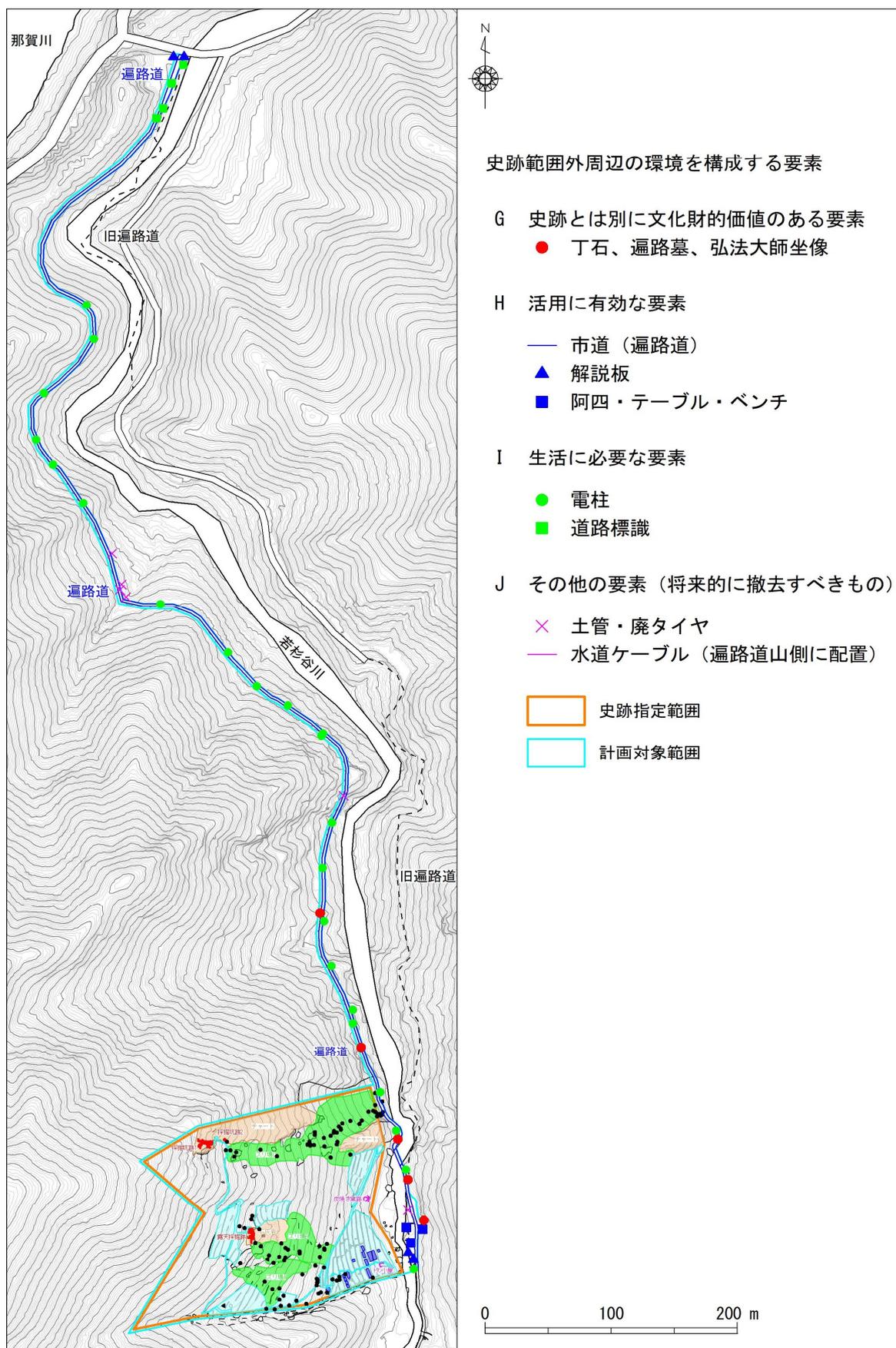
J その他の要素（将来的に撤去すべきもの）

4-1 表 保存活用計画対象範囲内の諸要素

分類	名称	主な諸要素（概要）
史跡の本質的価値を構成する要素		
A		石灰岩露頭部、チャート露頭部
B 1	採掘跡	露天採掘跡、採掘坑跡 1、採掘坑跡 2
B 2	地下遺構	本史跡と同時代の遺構 （徳島県博物館調査地点）
C	ズリ場	ズリ場 A、ズリ場 B、ズリ場 C
D	地表散布及び包含遺物	石杵、石臼、辰砂鉱石
史跡の本質的価値を構成する要素以外の諸要素		
E 保存活用に有効な要素		小径（管理道）、石垣（段々畑跡）
F その他の要素	管理施設	トタン小屋、炭焼き窯跡、植林（杉）
史跡範囲外周辺環境を構成する要素		
G 史跡とは別に文化財的価値のある要素	石造物	丁石、遍路墓、弘法大師坐像
H 活用に有効な要素	便益施設	市道（遍路道）・解説板、四阿、テーブル、ベンチ
I 生活に必要な要素	管理施設	電柱、道路標識
J その他の要素	管理施設	土管、水道ケーブル（未使用）、廃タイヤ



4-1 図 保存活用計画対象範囲内の諸要素



4-2 図 保存活用計画対象範囲周辺の諸要素

## 第2項 史跡範囲内のゾーニング設定

上記の構成要素を踏まえ、指定地内の状況並びに、遺構の性格、現在の利用方法について、表4-2及び図4-2のように、ゾーニングの設定を行った。

4-2表 史跡ゾーンの区分表

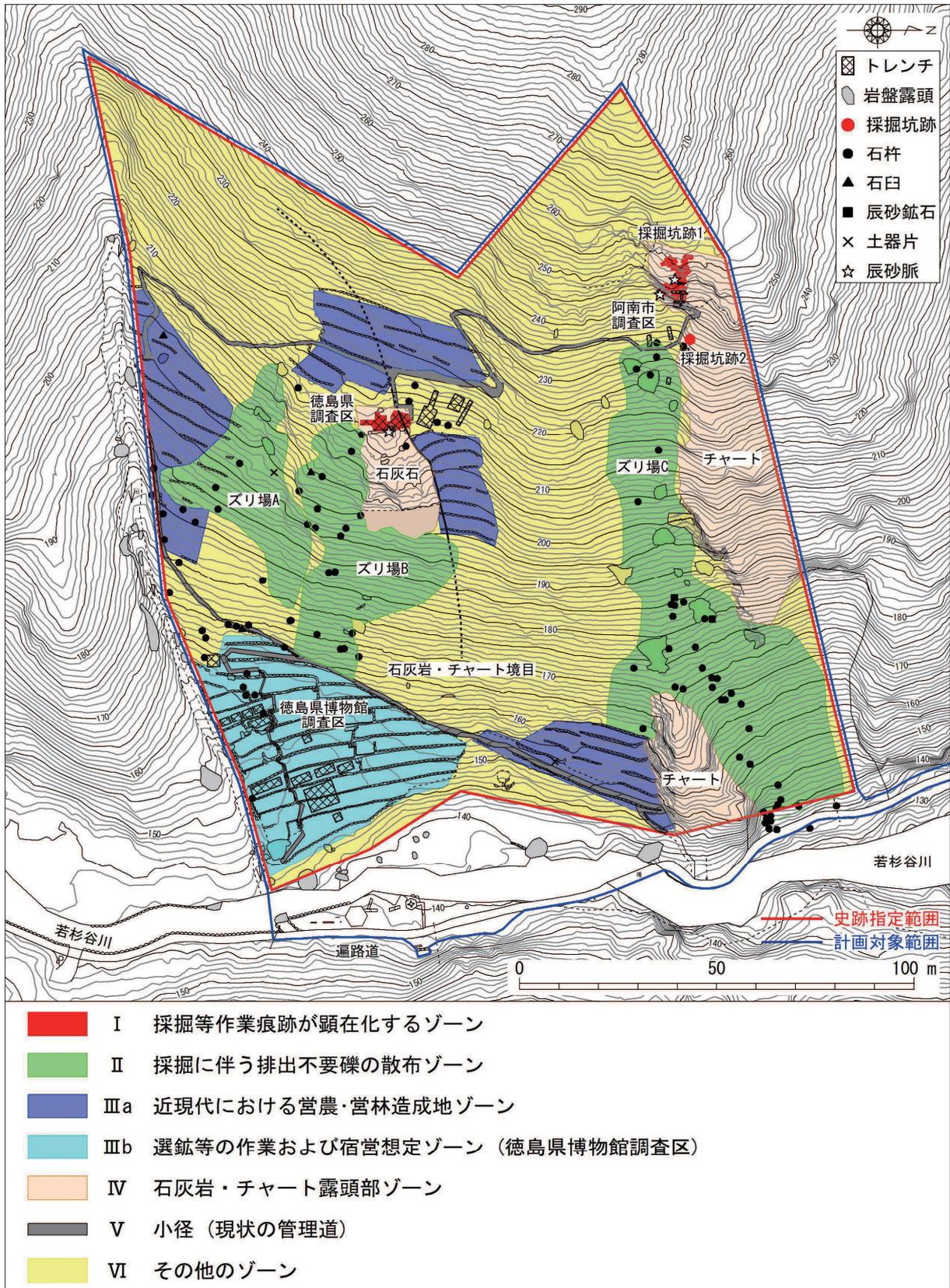
地区区分	ゾーン区分	詳細	4-1表 対応関係
(Ⅰ)	採掘等作業痕跡が顕在化するゾーン	採掘跡	B 1、D
(Ⅱ)	採掘に伴う排出不要礫の散布ゾーン	ズリ場	C、D
(Ⅲ a)	近現代における営農・営林造成地ゾーン	段々畑跡地	D、E
(Ⅲ b)		Ⅲ aのうち、徳島県博物館調査地点	B 2、D
(Ⅳ)	石灰岩・チャート露頭部ゾーン		A、B 1、D
(Ⅴ)	小径（現状の管理道）	発掘調査時の作業道	E
(Ⅵ)	その他のゾーン		D、F

## 今後の方針

- (Ⅰ) 原則として現状維持とする。ただし学術目的の試料採取および発掘調査は計画を精査するとともに、先の発掘調査ででた残土を回収し、分析をかけ資料化する。
- (Ⅱ) 同上。ただし自然崩落の進行が予期されるため、早期に堆積状況の詳細調査を計画し、あわせて詳細な散布地点を記録して採掘具残片や鉱石などを採集する
- (Ⅲ) 土砂の自然流出を防止する効果があるため、史跡管理および今後の史跡内容の詳細調査に支障がない場合は存置する。後述(Ⅴ)と同じく遺跡内容の詳細把握を目的とした学術調査を計画する。調査によってB 1、B 2の所在が確認された範囲はその内容に応じて管理区分(Ⅰ)ないし(Ⅱ)に変更する。  
なお、徳島県博物館調査地点については、現時点で選鉱等の作業および宿営想定エリアであり他と区別し、優先して発掘調査を計画する。
- (Ⅳ) 原則として現状維持とする。ただし学術目的の調査は計画を精査するとともに、調査において採掘痕跡が確認された場合は管理区分を(Ⅰ)に変更する。
- (Ⅴ) 史跡管理道の適切な配置および規格を検討し、必要に応じて管理道の再編を図る。管

理道の整備・再編にあたっては事前に発掘等の調査を実施し、遺構の所在を確認し、それらの現状保存を優先して管理道を設定する。またこの段階でB 1、B 2の所在をあらたに確認した範囲は管理区分（Ⅰ）ないし（Ⅱ）に変更する。

- (Ⅵ) 遺跡内容の詳細把握を目的とした学術調査を計画する。把握内容に応じて必要範囲を管理区分（Ⅰ）ないし（Ⅱ）に変更する。



4-3 図 史跡内の構成要素ゾーニング図

## 第5章 史跡の現状と課題

### 第1節 保存管理

#### (1) 史跡全体

##### 現 状

- 令和元年10月16日に国史跡に指定され、文化財保護法に基づき管理を行っている。
- 史跡の実測面積は26,014㎡。地目はすべて山林で、すべて民有地（5筆）である。
- 史跡全域に樹木が生い茂っている（多くは植林された杉の木である）。
- 戦後の開墾によって築かれた段々畑の石積が史跡内（斜面下部）にある。
- 史跡内に立入るには、若杉谷川を渡る（橋無し）他、急斜面をよじ登る必要がある。
- 安全管理の観点から管理団体である阿南市と土地所有者との協議のうえ一般見学者の史跡内の立ち入りを制限している。
- 日常的な管理はできておらず、定期的に担当者が見回りを行っている。

##### 課 題

- 計画的な管理方法は定めておらず、担当者が定期的に見回る程度である。
- 管理団体である阿南市に了解を得ることなく史跡内に立入る者がおり、史跡内に散布する石杵や辰砂鉾石を許可なく持ち去られることが危惧されている。
- 現在は立ち入りを制限しているため、早急に立ち入った際のルール作りを行う必要がある。
- 鹿や猪の生息域にあり、史跡内に侵入することによる遺構（特にズリ場）の改変が危惧される。
- 禁猟区になっていないため、猟シーズンは注意が必要である。
- 保存・管理を行う上で、史跡の全体像の把握は必須条件であり、専門的な調査研究を継続して進めていく必要がある。



## (2) 個々の構成要素

## ■史跡の本質的価値を構成する要素

石灰岩露頭部、チャート露頭部	
 <p>石灰岩露頭部</p>	<p>史跡内では石灰岩やチャートが露出する。</p> <p>それら露出する石灰岩やチャートの岩体には辰砂脈を含むものもあり、現所は発掘調査当時のまま現状を保っている。</p>
 <p>チャート露頭部</p>	
課題	
<p>史跡内の露出する岩体のどこに辰砂脈があるのか、未だ全容は把握できておらず、保存管理の観点からも更なる調査が必要である。</p>	

露天採掘跡の現状	
	<p>発掘調査終了時のまま、ブルーシートをかけて遺構を保護している。露頭採掘場周辺には発掘で生じた残石が積まれたままの状態となっている。</p>
課題	
<p>安全性の観点から完掘はしておらず全体像は未解明であり、継続した調査研究が必要である。枯葉や土砂などが、露天採掘跡内に堆積しており、適切な保存管理を行う必要があり、また残石処理を踏まえ周辺環境の整備が必要である。</p>	

採掘坑跡1の現状



坑内は発掘調査終了時のままの状態に埋め戻しはしていない。東側開口部をブルーシートで覆っている。周辺は雑木が生い茂り、昼間でも薄暗くなっている。発掘調査で排出した土壌を土嚢袋に詰め周辺に積み残している。

課題

採掘方法など解明されていない問題が残されているため、継続した調査研究が必要である。坑内の立入は危険なため禁止しているが、無断で坑内に侵入されることが危惧されている。今後坑内の保存をどのようにするか更なる調査の有無を踏まえ十分な検討が必要である。

採掘坑跡2の現状



発掘調査終了時のままの状態に、調査で掘削した部分（開口部）を土嚢で詰めた状態で保存している。採掘坑跡1の直下であり、周辺は雑木が生い茂り、昼間でも薄暗くなっている。

課題

調査は開口部分のみの掘削であったため評価はまだできていないため、更なる調査が必要である。発掘調査に排出した土壌を土嚢袋に詰め、周辺に積み残している。

ズリ場の現状



史跡指定範囲の約2割弱の面積を有している。長年にならわって、排出された礫の堆積が二次的に流れた現状となる。ズリ場 A とズリ場 B の植生は杉の植林と自然林がまざり、ズリ場 C の上方は植林地で、下方が自然林となる。急傾斜地であることから、根茎により土砂流失の危機を防いでいる。

課題

急傾斜地に分布しているため、大雨が降った際に自然と下方にズリ石が集積している。近年の大雨により史跡指定隣接地で土砂崩れが起きており、指定地内でも土砂崩れが起きる可能性がある。人がズリ場内に侵入することにより、必然的にズリ石が移動または下方に転がるなどして、現状が改変されることが考えられる。

地表散布及び包含遺物（石臼、石杵、辰砂原石）の現状



ズリ場範囲内を中心に 100 点以上の石臼、石杵、辰砂原石が散布している。平成 30 年度の分布調査で地表に散布する遺物の座標を記録し報告書（阿南市 2019）に掲載している。

課題

多くは急傾斜地に散布しており自然的要因により遺物が移動しておることが考えられるため、定期的な確認や記録保存が必要である。

■史跡の本質的価値を構成する要素以外の諸要素

小径（管理道）の現状	
	発掘調査時に簡易的に整備した道。現時点では史跡内管理道の役割を果たしている。
課題	
急峻かつ不安定で、この小径をそのまま史跡の見学路あるいは恒久的な管理道に用いることはできない。	

石垣（段々畑）の現状	
	石灰岩石垣やチャートで石垣が積まれた段々畑跡。最長13段の段々畑跡の他、史跡内に段々畑の石積が所々に築かれている。段々畑跡の平地部分は杉の植林地となっている。 1980年代の徳島県博物館で実施した発掘調査区域。
課題	
石垣そのものが史跡景観の一部になっている。	

トタン倉庫の現状



段々畑跡の入口にある。現在、調査道具を保管している。

課題

史跡の景観を損なっている。

炭焼き窯跡の現状



史跡内の川沿いにある。石積の炭を作るための窯の跡。馬蹄形。昭和初期まで使用されていたと考えられ、昔は炭窯で生産された炭を太龍寺内で日常的に使用されていた。

課題

取り扱いに関しては検討が必要。

<b>植林</b>	
	史跡範囲内の多くは杉の植林地となっており、現在、管理はされていない。
<b>課題</b>	
伐採を含めて検討が必要である。	

■ 史跡範囲外周辺環境を構成する要素  
 (史跡とは別に文化財的価値のある要素)

<b>石造物の現状</b>				
道沿いに点在している。いずれも四国遍路に関連する石造物である。				
<b>課題</b>				
史跡には直接関係しないが、取り扱いに関しては検討が必要。				
				

(活用に有効な要素)

<b>遍路道の現状</b>		
<p>史跡の東側を走る四国八十八箇所所霊場の第20番札所鶴林寺から第21番札所太龍寺に向かう市道で、主要な歩き遍路道となっている。アスファルト舗装で道幅が狭く、辛うじて軽自動車が通ることができるが、ガードレールなどはなく危険である。</p>		
<b>課題</b>		
<p>史跡までの唯一のルート。近年がけ崩れが頻発している。日常的に通る人は少なく、現状お遍路さんの専用道となっているため、日常の管理が出来ていない。</p>		
		

<b>四阿、テーブル、ベンチの現状</b>		
<p>史跡の対岸に歩き遍路さんのための休憩場所として四阿・テーブル・ベンチがまとまった形で整備されている。いずれも老朽化が進み、特に四阿の屋根が破損した状態となっている。</p>		
<b>課題</b>		
<p>日常的な維持管理は出来ていない。四阿は傷みが激しく、建て替えを検討する必要がある。</p>		
		

解説板・案内看板等

史跡関連の説明板が史跡入口に1基建ち、史跡に至る市道（遍路道）の始点には垂れ幕が設置されている。その他遍路関連の案内標識が道沿いに建つ。

課題

老朽化した看板があり、取り扱いに関しては検討が必要で、史跡に至る市道（遍路道）の始点には遍路道に関連する案内標識が乱立して建っている。



(生活に必要な要素)

電柱



史跡外であるものの保存活用計画範囲内において21基の電柱が建っている。

課題

現在も利用されている電柱であり、今後の取り扱いについては検討が必要である。

<b>道路標識の現状</b>			
史跡に至る市道（遍路道）の始点にまとめて4基の道路標識が建てられている。			
<b>課題</b>			
取り扱いに関しては検討が必要。			
			

(その他の要素)

<b>土管、水道ケーブル、廃タイヤ</b>			
史跡に至る市道（遍路道）沿いに放置してある。			
<b>課題</b>			
景観を損なっている。			
			

(3) 遺物

昭和59年から昭和62年にかけて行われた発掘調査の出土遺物は現在徳島県立博物館内に、平成29年・30年の徳島県の発掘調査等で出土した遺物は徳島県立埋蔵文化財総合センターにそれぞれ保管している。また、常松卓三氏が表採した遺物及び平成29年から平成30年に阿南市で実施した採掘坑跡等の発掘調査出土遺物及び表採遺物は阿南市が所蔵管理している。

## 第2節 活用

### (1) 現状

- 史跡指定内は安全管理の観点から現状立ち入りを制限している。
- 再調査が開始された平成27年度から毎年「若杉山遺跡」に関連した講演会を実施している。  
平成27年度から平成30年度までは県が主催し、以降阿南市が主催して実施。平成29年2月26日に遺跡見学会を実施。その際、現地で石灰岩の粉碎体験をおこなった。
- 令和元年度に徳島県が遺跡ガイドブックを発行。令和2年度に阿南市がパンフレットを作成した。
- 遺跡入口付近にあるお遍路さん用の休憩施設(四阿)の隣に史跡説明看板を設置している。

5-1表 若杉山辰砂採掘遺跡関係イベント一覧(平成27年～令和2年)

年度	実施日	事業名	内容	備考
平成27年度	12月26日	朱を考古学する	講演会	主催：徳島県教育委員会
	12月9日～ 1月6日	若杉山遺跡をはじめとする辰砂採掘遺跡群	ミニ展示	会場：阿南市立文化会館
平成28年度	12月27日	発掘された古代の朱	講演会	主催：徳島県教育委員会
	12月3日～ 12月25日	古代の彩り 徳島の朱	展示	会場：徳島県立博物館
	2月26日	若杉山遺跡現地説明会	現地説明会	
平成29年度	12月26日	朱の彩り 銅の輝き	講演会	主催：徳島県教育委員会
平成30年度	12月26日	地質学から若杉山遺跡を読み解く	講演会	主催：徳島県教育委員会
令和元年度	9月7日	新指定記念シンポジウム	シンポジウム	
令和2年度	10月17日	古の採掘遺跡サミット	シンポジウム	

### (2) 課題

- 史跡の本質的価値を正しく理解するための情報発信が十分にできていない。
- 本史跡の説明板は四阿に隣接して設置した1基のみであり、現地で史跡の理解を深めることが困難である。
- 史跡までのアクセス及び場所が分かりづらく、更に来訪者のための専用駐車場がない。
- 史跡に立入る事が困難であり、現地での活用体制が整っていない。

○他団体との連携はなく、現在市（文化振興課）独自で行っている。



新指定記念シンポジウムの様子



若杉山遺跡現地説明の様子



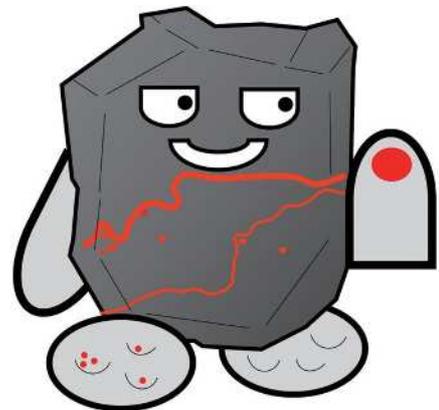
古の採掘遺跡サミット  
パネルディスカッションの様子



粉碎体験の様子



パンフレット



マスコット  
若杉シンシャくん

### 第3節 整備

#### (1) 現状

- 史跡指定以降、現地は調査終了時のまま保存しており、採掘場遺構はブルーシートで保護している。
- 史跡指定地内において調査地区までの作業道の整備を簡易におこなっており、導線上にロープなどを設置し安全対策を講じている。

#### (2) 課題

- 遺構は調査時のままであり、適切な保護が出来ていない。
- 史跡の本質的価値を見学者に分かりやすく、安全に見学できるような状況になっていない。
- 駐車場やトイレ・ビジターセンター等の便益施設が不十分であり、またライフラインも整っていない。
- 学術研究・学校教育のためだけを目的とした整備ではなく、遍路道に隣接した場所にあることから、お遍路さんや町民の憩いの場として活用できる整備が求められている。

### 第4節 運営体制の整備

#### (1) 現状

- 本史跡に関する事項は、阿南市市民部文化振興課が担当している。

#### (2) 課題

- 運営管理や各種事業実施にあたっては、他部局やその他関係団体、地域住民等との相互連携が必要である。
- 今後の運営に対して人材確保が求められ、史跡における様々な取り組みに向けた体制の確立が必須事項である。

## 第6章 大綱・基本方針

### 第1節 大綱（ビジョン）

- 本史跡の本質的価値を構成する要素を適切に保存し、確実に将来に伝える。
- 本史跡の調査研究に基づく価値をわかりやすく伝えるための整備・活用を進め、本史跡のみだけでなく地域の自然環境の上で成立した歴史や文化を学べる場所とする。
- 調査研究を継続し、本質的価値の更なる解明を進める。
- 保存管理・活用・整備にあたり、地元住民や各関係機関と連携した体制を整える。

### 第2節 基本方針

#### （1）保存管理

- 本史跡を適切に保存し、確実に将来に伝える。
- 現状の把握を適切に行う。
- 本史跡の価値の更なる解明に向け、調査研究を継続する。
- 現状変更の方針を定め、適切に運用する。

#### （2）活用

- 史跡の理解、関心を高めるための活用を図る。
- 本史跡を中心とした周辺の地域資源と一体とした活用を図る。
- 地元住民やその他各関係機関と連携した活用を図る。
- 更なる調査研究を進め、本史跡の該当分野における研究拠点としての活用を図る。

#### （3）整備

- これまでの発掘調査や調査研究等の成果を踏まえ、保存活用のための整備を行う。
- 来訪者・見学者が史跡に親しみ、その価値を正しく理解し、安全に見学できるような整備を行う。

#### （4）運営・体制の整備

- 行政だけでなく、地域住民及びその他関係団体、研究機関が連携し、一体となって史跡の保存活用、整備を図る体制を構築することをめざす。

## 第7章 保存管理

---

### 第1節 方向性

本史跡の価値を後世に継承するため、遺構の現状や災害等による変化を適切に把握し、本史跡を構成する諸要素の保存管理方法を定め、的確な維持管理のための点検を行う。また、本史跡の価値の更なる解明に向けた調査研究を継続し、新たに本質的価値を有する遺構が確認された場合はその保護処置を行うものとする。

史跡内において執り行う各種事業に対しては現状変更の取扱基準を明確化し、本質的価値を損なうことなく実施する。

### 第2節 方法

#### (1) 史跡全体における保存管理の方法

- 毎月の見回りに加えて、台風等により災害が予測された場合は速やかに史跡内の状況確認を行う。そのためにも遺構の破壊やその恐れがある箇所を把握する。
- 地元住民やその他関係団体と協力し、史跡内の清掃等の維持管理を行い、遺構及び周辺環境の保全に努める。

#### (2) 個別の諸要素における保存管理の方法

個別の諸要素における保存管理の方法は表 7-1 に記載する。

7-1 表 個別の諸要素における保存管理の方法

構成要素	保存管理の方法	備考	
史跡の本質的価値を構成する要素	石灰岩・チャートの露頭	・点検時期を定め、経過観察を行う。	保存管理上必要と認められる場合は、史跡の本質的価値の更なる解明に必要な発掘調査を適切な範囲内において実施する。
	露天採跡	・点検時期を定め、経過観察を行う。 ・遺構内に入った枯葉等の撤去に努め、遺構を保護しているシートの張替を行う。 ・遺構周辺の樹木が毀損の原因となる場合はその樹木を伐採する。 ・遺構内の堆積した破砕礫の崩落の危険がある場合は崩落を防止する処置を講ずる。 ・発掘調査で排石したズリ石等を適切に管理する。	
	採掘抗跡1	・点検時期を定め、経過観察を行う。 ・遺構内の枯葉を撤去する。 ・遺構周辺の樹木が、毀損の原因となる場合はその樹木を伐採する。 ・崩落の危険がある場合は崩落を防止する処置を講ずる。 ・坑内入口に侵入防止のための策を講じる。 ・発掘調査で生じた坑内の土壌や碎石を適切に管理する。	
	採掘抗跡2	・点検時期を定め、経過観察を行う。 ・遺構内の枯葉や土砂を撤去する。 ・遺構周辺の樹木が、毀損の原因となる場合はその樹木を伐採する。 ・崩落の危険がある場合は崩落を防止する処置を講ずる。	
	ズリ場	・点検時期を定め、経過観察を行う。 ・人の侵入により遺構の改変が危惧されるため、立ち入り禁止エリアを設定する。 ・2次的な崩落による史跡外への流出を防ぐための策を講じる。	
	表採散布及び包含遺物	・点検時期を定め、経過観察を行う。 ・散布状況を把握し、随時記録をとる。 ・保存管理上やむを得ない場合は記録をとり、適切な場所に移動し、保管、管理する。	
史跡の本質的価値を構成する要素以外の諸要素	小径	・現状、管理道として利用する。	
	石垣	・当面の間は現状維持に努め、経過観察を行う。保存管理上やむを得ない場合は景観を考慮し撤去する。	
	トタン小屋	・取り扱いについては検討し、可能であれば撤去する。	
	炭焼き窯跡	・取り扱いについては検討し、可能であれば撤去する。	
	植林	・取り扱いについては検討し、可能であれば撤去する。	
史跡範囲外周辺の環境を構成する要素	石造物	・定期点検を定め、経過観察を行う。	
	遍路道	・毀損が生じた場合は関係機関と対応を協議する。	
	解説板	・毀損が生じた場合は管理者と協議し修繕を行い、場合によってはその仕様を変更する。	
	四阿、テーブル、ベンチ	・毀損が生じた場合は管理者と対応を協議する。	
	電柱、道路標識	・現状維持に努めつつも、その取扱いについては個別に検討する。	
	土管、水道ケーブル、廃タイヤ	・取り扱いについては検討し、可能であれば撤去する。	

※点検時期・方法については、第12章「経過観察」で詳しく記述している。

### 第3節 現状変更の取り扱い

#### (1) 基本方針

現状変更の取り扱いについては、史跡指定範囲内において適用する。

原則として、史跡の保存と活用のために必要な行為及び調査研究を目的とする行為以外は、現状変更を認めない。ただし、維持管理に関わる公益上の行為又は整備に係る現状変更については、史跡の本質的価値に影響を及ぼさない範囲で認める。なお、史跡内においては、規模に関わらず建築物の設置（建築）は認めない。

また史跡内の地形及び景観を著しく改変する行為は、自然災害復旧の目的以外は原則認めない。

史跡指定内で想定される現状変更の行為は表7-2のとおりである。

7-2表 史跡指定内で想定される現状変更の行為と許可基準

想定される現状変更の行為		許可基準	
整備に関わる行為	便益施設	園路（遊歩道）	史跡の本質的価値の保存・管理するための内容で、必要最小限に留め、景観に十分配慮されたものに限る。
		電気施設（照明灯など）	
	工作物	説明板、道標、サインなど	保存管理、活用のための新設・改修は認める。
		柵	史跡の保存管理を目的としたもので、徳島県と協議し、遺構に影響を及ぼさない内容で、必要最小限に留め、景観に十分配慮されたものに限る。
発掘調査及びその他の学術調査		遺構の保存管理と現状把握を目的としたものであり、文化庁・徳島県と協議し、遺構に影響を及ぼさない内容で、必要最小限に留め、景観に十分配慮されたものに限る。	
木竹の伐採・伐根		認める。ただし保存・整備・活用に必要な場合に限る。	
土壌、鉱石の採取		学術目的以外は認めない。	
災害復旧に伴う現状回復		災害防止・復旧の場合以外は認めない。	

7-3 表 現状変更申請区分

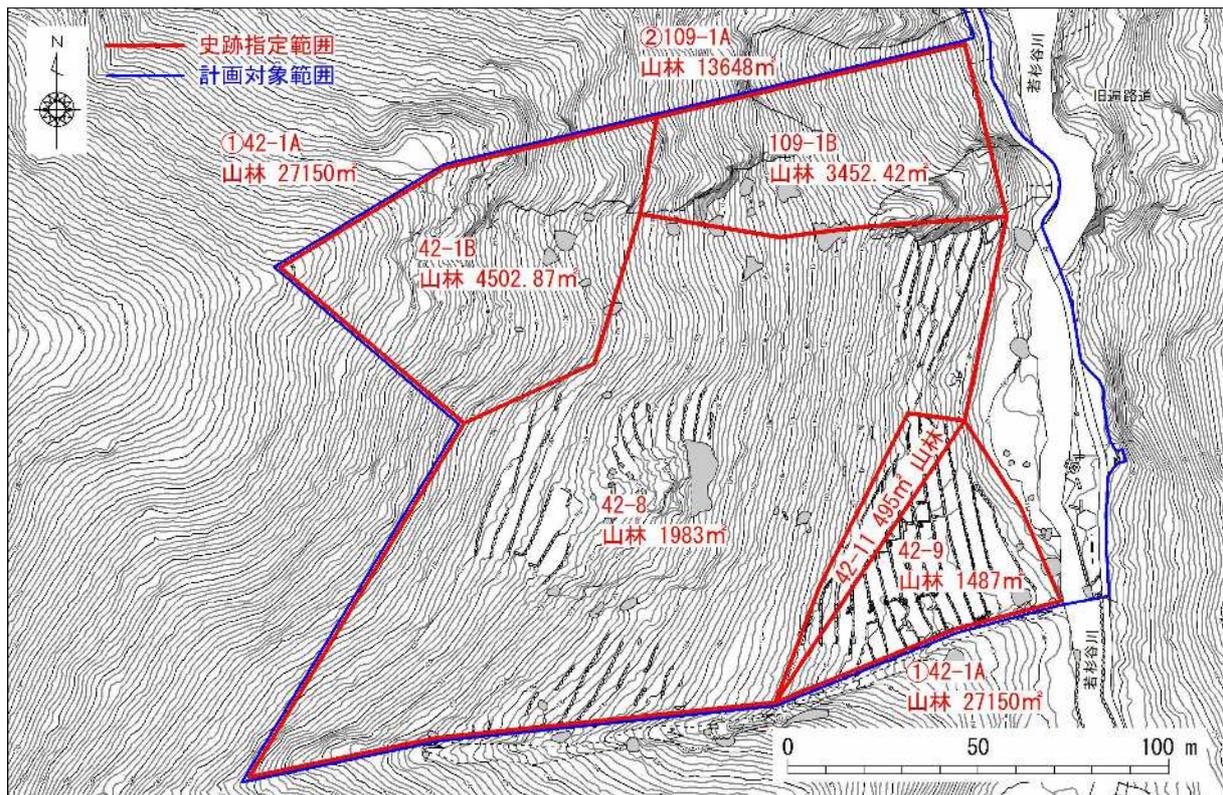
区分	行為	想定される事例
文化庁長官への許可申請が必要 (文化財保護法第125条)	現状変更または保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査目的または、整備に係る発掘調査</li> <li>・園路(遊歩道)新設等の整備工事</li> <li>・木竹の伐根</li> <li>・盛土や掘削等の土地の形状の変更を伴うすべての行為など</li> </ul>
市の許可で可能なもの (文化財保護法施行令第5条第4項)	現状変更または保存に影響を及ぼす行為の中で、市に権限移譲されている軽微な現状変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・盛土や掘削等の土地の形状の変更を伴わない工作物(解説板、標識、サイン、柵等)の設置若しくは修繕</li> <li>・土壌、鉋物等の試験材料の採取</li> <li>・木竹の伐採</li> </ul>
現状変更の許可申請が不要な行為	日常的な管理行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>・倒木の除去</li> <li>・木竹の伐採、剪定、除草、草刈</li> <li>・清掃</li> <li>・遺構管理のための保護シートの取り換え、土嚢の設置</li> </ul>

#### 第4節 公有化の考え方

史跡若杉山辰砂採掘遺跡は全ての指定地が民有地となっている。史跡の保存管理と整備活用を一層図るためにも、土地の所有者や関係者の理解と協力を得て、土地の公有化を進めていくことが必要である。公有化については、順次計画的に行っていく。

7-4表 史跡指定内地一覧表

No.	所有	地番	地籍 (㎡)	地目	備考
1	民有地 (4名)	阿南市水井町西	3,452.42	山林	登記簿面積 12,161 ㎡のうち 実測 (3,452.42 ㎡)
		109番1			
2		阿南市水井町奥田	4,502.87	山林	登記簿面積 27,150 ㎡のうち 実測 (4,502.87 ㎡)
		42番1			
3		阿南市水井町奥田	1,983	山林	
		42番8			
4		阿南市水井町奥田	1,487	山林	
		42番9			
5		阿南市水井町奥田	495	山林	
		42番11			
合計			11,920.29		



7-1図 史跡内地番図

## 第8章 活用

### 第1節 方向性

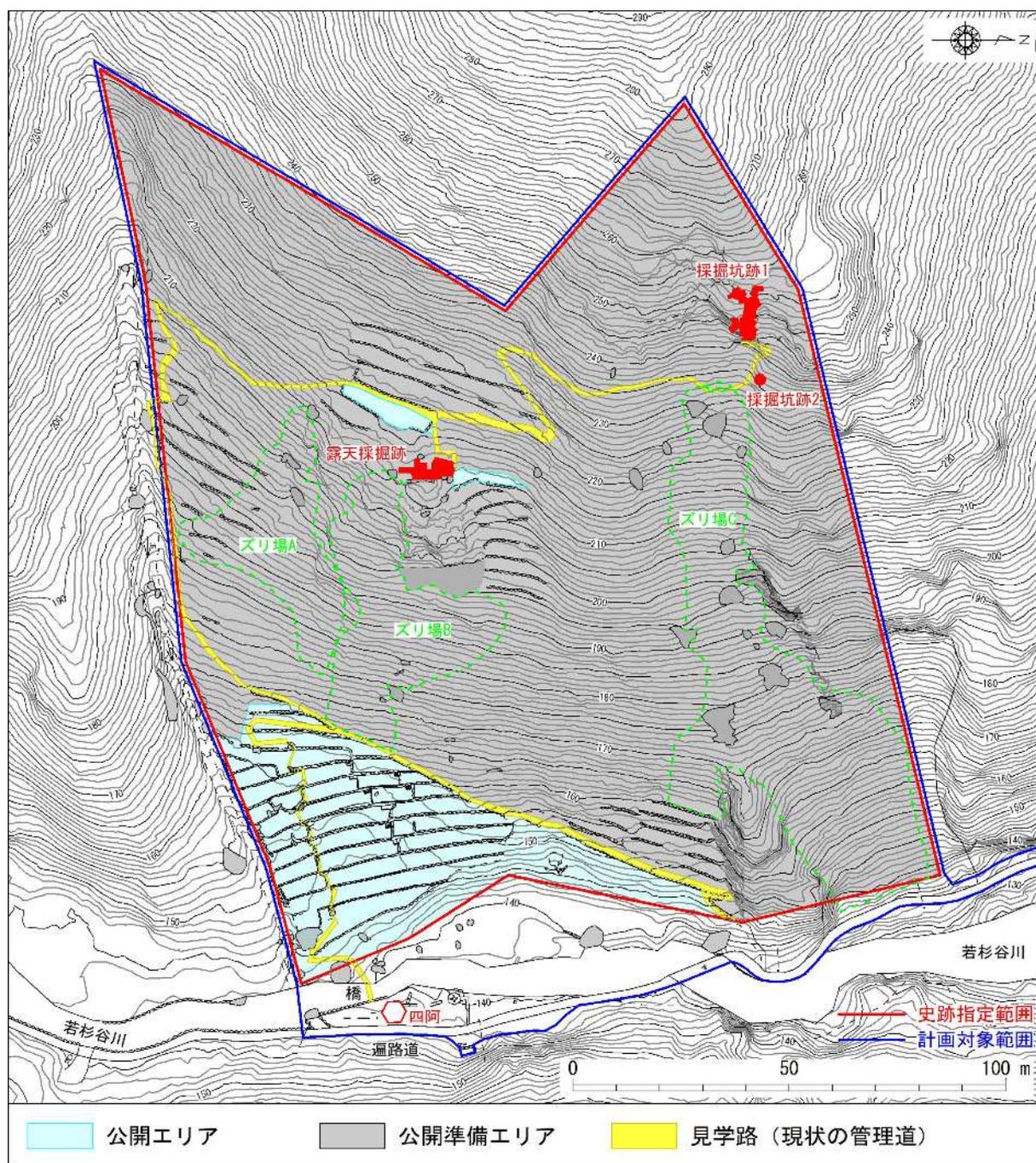
本史跡の持つ価値や歴史を正しく理解し、史跡に対する関心を高められる情報を、わかりやすく、積極的に発信することが重要である。その際、本史跡の本質的価値を損なうことのないように注意する。また地元住民やその他関係団体と連携し、本史跡を中心とした周辺の地域資源と一体化した活用を図っていく。

本史跡を学びの場として活用を図るほか、研究の拠点としても位置付け、各研究機関や関係自治体と相互に協力し、調査研究を継続して実施する。

### 第2節 方法

#### (1) 史跡の理解、関心を高めるための活用

- 本史跡の本質的価値や魅力を広く発信するために、情報発信を積極的に行っていく必要がある。そのための拠点地（ビジターセンターなど）を設けることが重要である。ビジターセンターについては保存活用計画範囲周辺にある既存建物の利用を検討すると共に、阿南市中心部における既存施設利用も念頭に置き検討する。
- 史跡内の見学については、遺跡の保存管理の観点から「公開エリア」と「公開準備エリア」を設け、見学ルートを定める。そのうえでルールを定め、人数を制限し、段階的に史跡内の見学会を実施する。なお、「公開準備エリア」の調査・調整等が終わるなど条件が整い次第「公開エリア」を広げていく。
- 案内板や説明（解説）板を設置し、来訪者の利便性を図る。その際は多言語表記とする。
- 市内中心地など多くの人の目の付く箇所に、本史跡を紹介する看板を設置する。
- 現地においても最新技術を取り入れた活用を図る。
- 講演会、ワークショップなどのイベントをこれからも継続し、史跡の価値を発信して行く。
- 学習や観光などの様々な用途に適合した教材、パンフレット等の普及啓発資料を作成・配布し、活用を促進する。またインターネットを利用した情報発信に加え、AR（拡張現実）・VR（仮想現実）などの最新技術を積極的に取り入れる。
- 本史跡の価値や魅力を、次世代の子ども達に伝えるため、小中高等学校での出前授業を行う。更に教育現場と連携し体験学習等のプログラムを作成する。小中学生や保護者に史跡を知ってもらう機会を設ける。
- 現地で発掘調査が実施された場合は積極的に公開する。



8-1 図 見学エリア

## (2) 本史跡を中心とした周辺の地域資源と一体とした活用

○本史跡は四国八十八箇所霊場の第20番札所鶴林寺から第21番札所太龍寺に向かう遍路道（「太龍寺道」）沿いに位置しており、遍路文化を今に伝える文化財が周辺に点在している。また3km圏内には近世の水銀鉱山跡がある。更に近年では新種のカタツムリ「アナムシオイ」が発見されるなど、多くの貴重なカタツムリが生息する自然豊かな地域である。こ

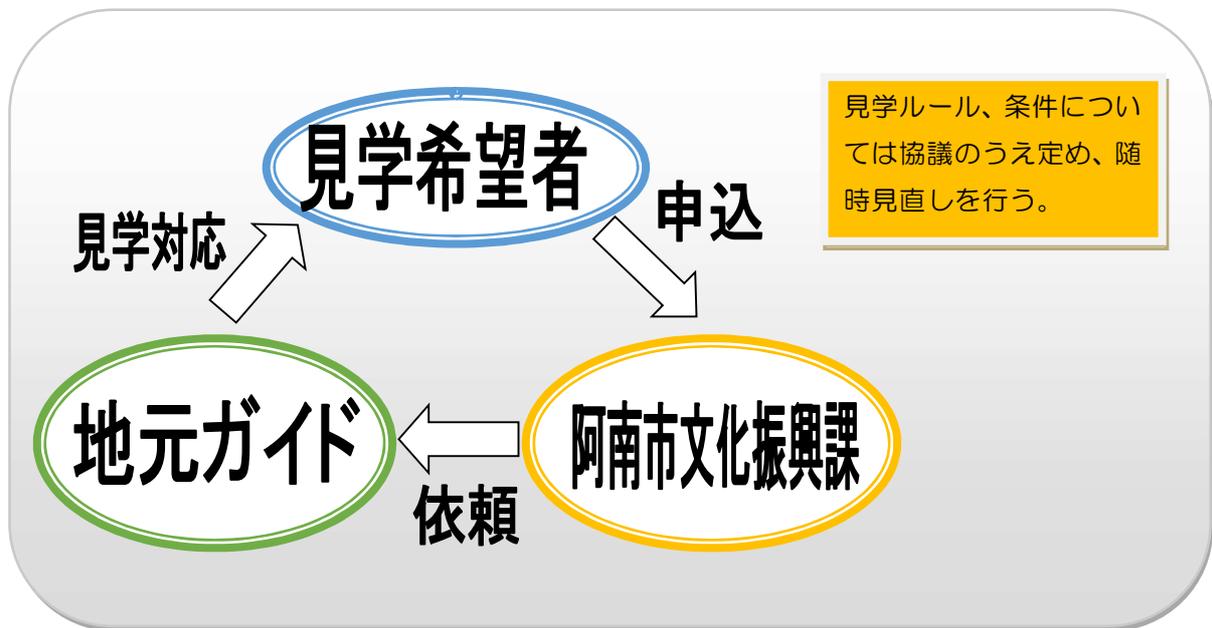
れら地域が持つ歴史・自然遺産と若杉山辰砂採掘遺跡を一体化させた活用を進め、本史跡を拠点とする地域一帯を学びの場とする「野外ミュージアム」的な視点での活用を進める。条件が整えば、史跡内及び史跡周辺の地域資源（関連文化財、歴史・環境資源）見学ルートを設定し、イベント等で活用する。

### （3）地元住民やその他各関係機関と連携した活用

- 住民と行政が連携した活用の仕組みを組織し、地元住民やその他関係団体と連携し、各種事業を執り行っていく。
- 地元住民等による史跡ガイドを育成する。

### （4）更なる調査研究の推進と促進

- 今後の調査研究について、大学などの各研究機関と連携し、継続的に進めていく。その成果等はイベントなどで積極的に情報発信を行っていく。
- 本史跡を採掘遺跡及び水銀朱研究の拠点地とし、各研究機関や関係自治体との連携・協力を深め、更なる調査研究を行うとともに、本質的価値の更なる解明を図る。



8-2 図 今後想定する一般見学希望者に対する見学受付体制の凡例

## 第9章 整備

### 第1節 方向性

遺構の保護を一番の目的とし、史跡の本質的価値を損なわないように、来訪者・見学者が史跡の価値を正しく理解できるような整備を行う。また地元住民やその他関係団体と連携し、周辺環境・景観に十分配慮しつつ、学びの場として活用できるように整備する。整備にあたっては文化庁、徳島県と協議を行い、史跡若杉山辰砂採掘遺跡整備基本計画を策定し、整備基本計画に沿って実施する。

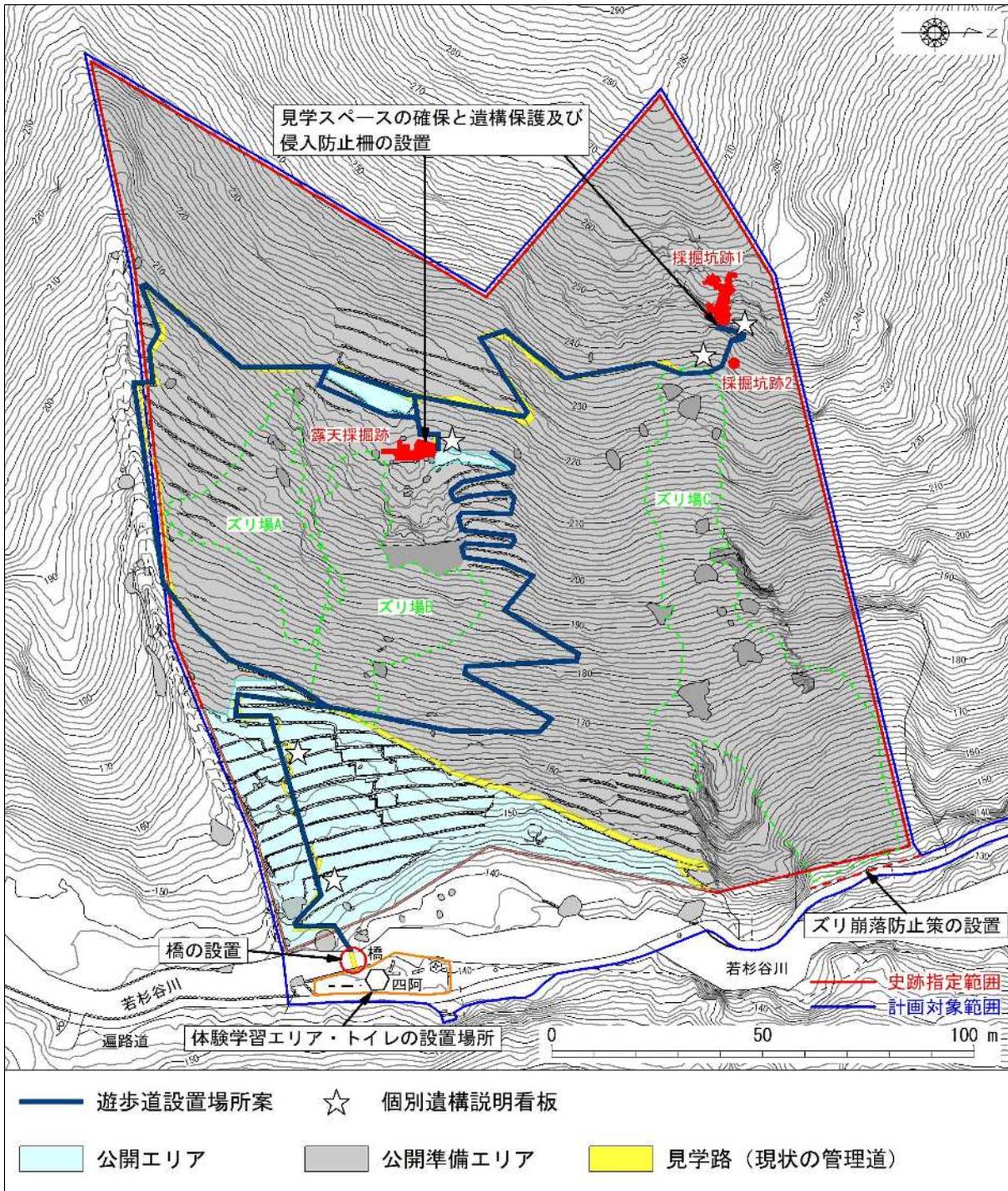
### 第2節 方法

#### (1) 史跡の保存管理のための整備

- 十分な調査を実施したうえで、必要であれば採掘跡の崩落防止や安全対策等の補強工事を検討し、侵入防止柵を設置する。
- ズリ場の立ち入りを防ぐ侵入防止柵を設置する。
- ズリ場の落石防止のため、必要な処置を講ずる。

#### (2) 来訪者・見学者のための整備

- 本史跡までの誘導サインを設置する。
- 本史跡の価値を正しく理解するために必要な解説板を適切な箇所に設置する。
- 本史跡範囲内を安全に見学できるよう、史跡の価値を損なわず保存を重視し、必要最小限の園路（遊歩道）整備を検討する。
- 史跡範囲外において体験学習が行えるエリアを設定し整備する。
- 本史跡が山中にあることから、来訪者のためのトイレ等の便益施設の整備を史跡範囲外において検討する。
- 保存活用計画対象範囲周辺地に来訪者のための駐車場の整備を検討する。
- 携帯基地局の設置の要望を検討する。



9-1 図 整備構想図

## 第10章 運営・体制の整備

### 第1節 方向性

史跡若杉山辰砂採掘遺跡を適切に保存管理、活用、整備を行ううえで、文化振興課だけではなく、全庁的に各課と連携を深め、また文化庁、徳島県に指導・助言を仰ぐ。更に、地元住民や各関係機関と連携し、体制を整備する。また緊急時の連絡体制も整える。

### 第2節 方法

#### (1) 阿南市における体制の確立

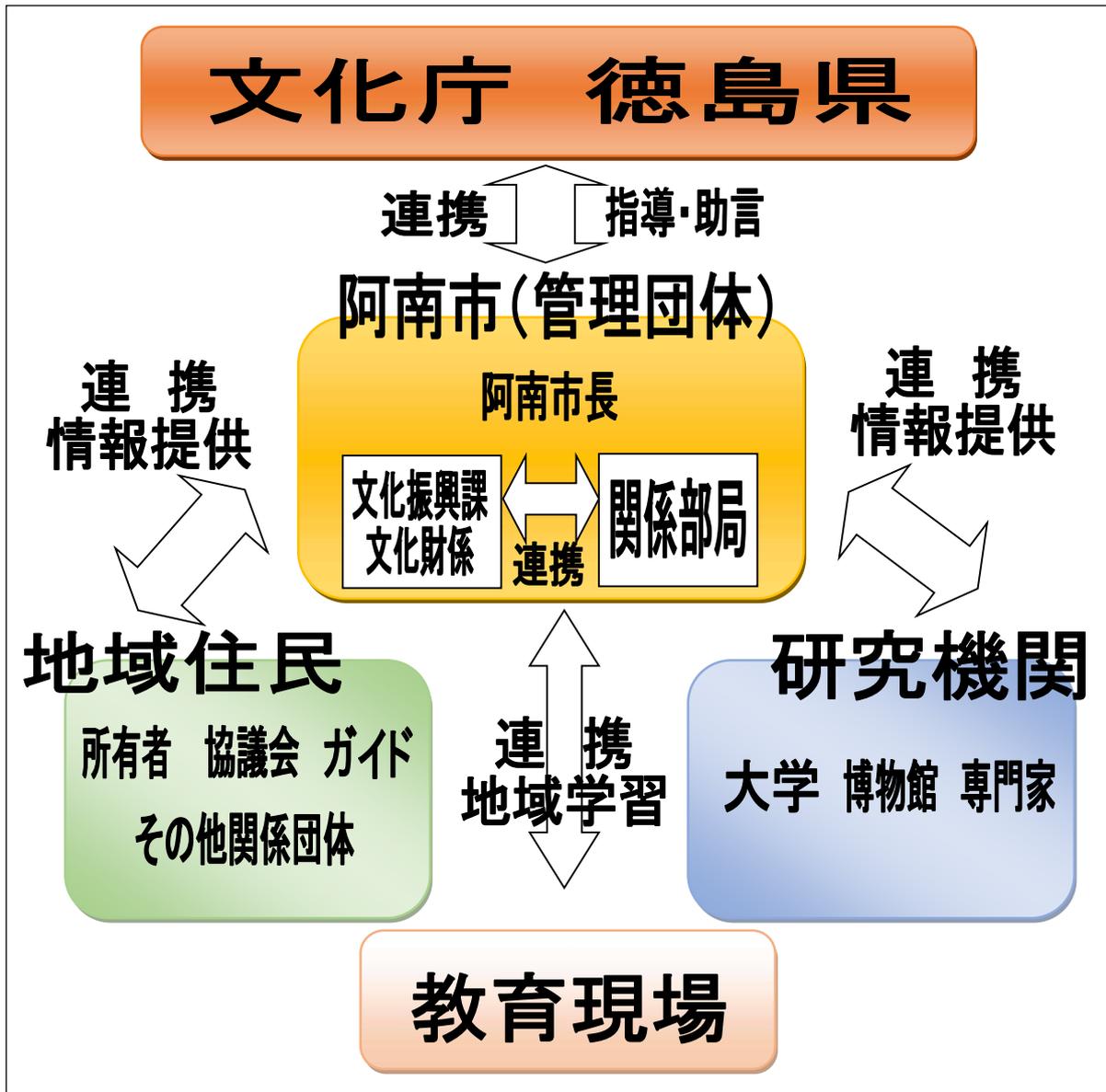
- 文化振興課だけではなく、全庁的に本史跡の保存管理、活用、整備に関連する関係各課との情報共有の円滑化を進め、迅速に事業が遂行できる体制構築を図る。
- 保存管理、活用、整備を適切に取り行うため、専門職員の増員等、事務局の充実を図る。

#### (2) 地域住民等との協力体制

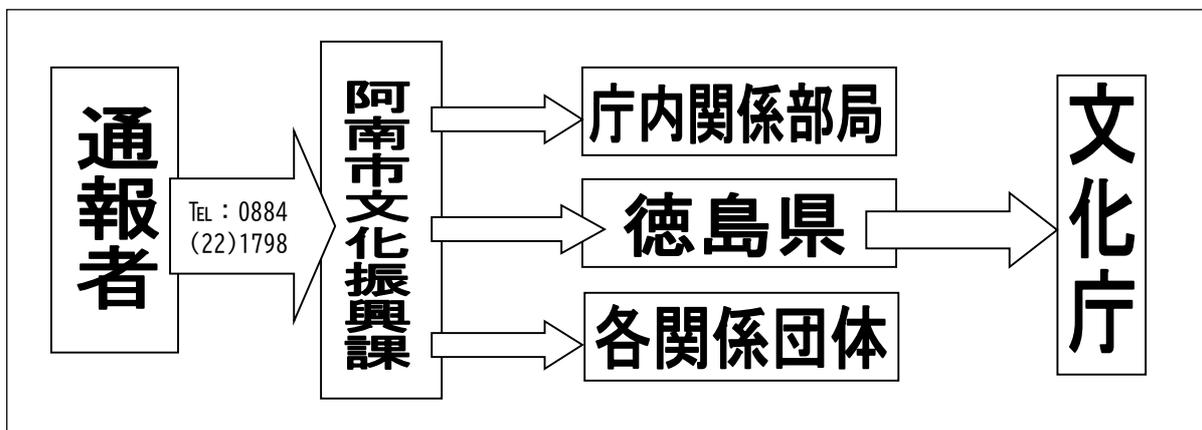
- 土地所有者、地域住民や関係団体と協力・連携し本史跡の保存管理、活用のガイドラインを作成し、維持管理を日常的に進めていける体制の整備を図る。
- 本史跡に隣接する廻路道の清掃活動を現在実施している「地元協議会」に協力を仰ぎ、当面は既存の団体に周辺部の環境整備の協力を依頼し、実施していく。
- 現地見学会などについて、地域住民等の協力を得て実施する。またガイドの育成に努める。
- 住民参加の事業については、積極的にマスコミ等を通じてPRを行う。
- 教育現場と連携し、地域学習を進めていく。

#### (3) 研究機関との連携

- 今後の調査研究について、大学や博物館等の研究機関と連携し、継続的に進めていく。その成果等はイベント（シンポジウム、講演会、現地見学会）などで、積極的に情報発信を行っていく。



10-1 図 体制・連携図



10-2 図 緊急時の連絡体制

## 第 1 1 章 施策の実施計画の作成・実施

本計画の大綱に基づき、7 章から 10 章で示した方向性及び方法を実現するための実施計画を策定する。

実施すべき施策の優先すべき事項は遺構の保存に係る整備であり、そのための調査・研究を継続して行う必要がある。また史跡の本質的価値を周知するための活用に係る整備として、案内板、解説板等の設置を進めるとともに、社会教育としての活用を展開していく必要がある。事業実施にあたっては、各専門家や地元住民、各関係機関と協議し、適切に実施していく。

当施策の実施期間を短期計画（1～5 年）、中期計画（5～10 年）、長期計画（10 年～）に区分し段階的に進めていく。なお、事業の進捗や市の体制、予算等の状況を考慮し適時見直しながら実施していくものとする。

項目 / 期間（年度）	短期					中期					長期
	1 R4	2 R5	3 R6	4 R7	5 R8	6 R9	7 R10	8 R11	9 R12	10 R13	11～ R14～
整備基本計画の策定	■	■									
保存管理			■	■	■	■	■				
園路（遊歩道）				■	■	■	■	■			
便益施設（史跡外）					■	■	■	■	■		
インフラ整備						■	■	■	■		
ビジターセンターの検討		■	■	■	■	■	■	■	■		
駐車場の検討						■	■	■	■	■	
土地公有化			■	■	■	■	■				
活用		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
案内・解説機能の充実		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
情報発信（毎年講演会等を実施する他、短期計画期間内でVR・AR等の技術を利用した情報発信を検討する）					再検討					再検討	
ボランティアガイド活動	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
運用体制（庁内・住民・研究機関との連携）	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
調査研究・発掘調査	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
保存活用計画の見直し									■	■	■

11-1 図 保存活用スケジュール

## 第12章 経過観察

---

### 第1節 方向性

本史跡の適切な保存・活用・整備を進めていくためには、施策の達成状況や事業内容について定期的（毎月15日を目安）に経過観察を行い、点検・評価しながら事業を進めていく必要がある。

### 第2節 方法

本史跡の経過観察及び点検評価は、本史跡の市民部文化振興課が行い、その結果に基づいて事業内容、予算や体制の見直しに反映させる。なお、本計画の自己点検は、文化庁監修の『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業 報告書』掲載の自己点検表を参考に作成する。

## 参 考 資 料

第6次阿南市総合計画を基にし、下記の法令を遵守し、計画を進めて行く。

### 【関係法令】

#### ■文化財保護法

##### (土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地(以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。)を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

- 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

##### (国の機関等が行う発掘に関する特例)

第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの(以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。)が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。
- 3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。
- 4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。
- 5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。)であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

##### (現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第二百五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為を

しようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
- 3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。
- 4 第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。
- 5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。
- 7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

## ■文化財保護法施行令

### (都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

#### 第五条

- 4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域(法第百十五条第一項に規定する管理団体(以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。)が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画(以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。)を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。)内において行われる場合、第一号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会(当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。))が行うこととする。
  - 一 次に掲げる現状変更等(イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。)に係る法第百二十五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
    - イ 小規模建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。)で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築
    - ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築(増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。)であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘク

タール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの

- ハ 工作物(建築物を除く。以下このハにおいて同じ。)の設置若しくは改修(改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)
- ニ 法第百十五条第一項(法第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。)に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
- ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
- ヘ 建築物等の除却(建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。)
- ト 木竹の伐採(名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。)
- チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取
- リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取
- ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け
- ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの(現に繁殖のために使用されているものを除く。)の除却
- ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域(当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会(当該管理計画が市の区域(管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。))又は町村の区域(次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。))を対象とする場合に限る。))又は市の教育委員会(当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。))が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。)における現状変更等

## ■森林法

### (開発行為の許可)

第十条の二 地域森林計画の対象となつている民有林(第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林並びに第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第三条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。)において開発行為(土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。)をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- 一 国又は地方公共団体が行なう場合
  - 二 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行なう場合
  - 三 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれ少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの施行として行なう場合
- 2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。
- 一 当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。
  - 一の二 当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為によ 当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。
  - 二 当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。
  - 三 当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。
- 3 前項各号の規定の適用につき同項各号に規定する森林の機能を判断するに当たつては、森林の保続培養及び森林生産力の増進に留意しなければならない。
- 4 第一項の許可には、条件を附することができる。
- 5 前項の条件は、森林の現に有する公益的機能を維持するために必要最小限度のものに限り、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。
- 6 都道府県知事は、第一項の許可をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かななければならない。

### (伐採及び伐採後の造林の届出等)

第十条の八 森林所有者等は、地域森林計画の対象となつている民有林(第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林及び第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。)の立木を伐採するには、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹

種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 法令又はこれに基づく処分により伐採の義務のある者がその履行として伐採する場合
  - 二 第十条の二第一項の許可を受けた者が当該許可に係る同項の開発行為をするために伐採する場合
  - 三 第十条の十七第一項の規定による公告に係る第十条の十五第一項に規定する公益的機能維持増進協定(その変更につき第十条の十八において準用する第十条の十七第一項の規定による公告があつたときは、その変更後のもの)に基づいて伐採する場合
  - 四 第十一条第五項の認定に係る森林経営計画(その変更につき第十二条第三項において読み替えて準用する第十一条第五項の規定による認定があつたときは、その変更後のもの)において定められている伐採をする場合
  - 五 森林所有者等が第四十九条第一項の許可を受けて伐採する場合
  - 六 第百八十八条第三項の規定に基づいて伐採する場合
  - 七 法令によりその立木の伐採につき制限がある森林で農林水産省令で定めるもの以外の森林(次号において「普通林」という。)であつて、立木の果実の採取その他農林水産省令で定める用途に主として供されるものとして市町村の長が当該森林所有者の申請に基づき指定したものにつき伐採する場合
  - 八 普通林であつて、自家の生活の用に充てるため必要な木材その他の林産物の採取の目的に供すべきもののうち、市町村の長が当該森林所有者の申請に基づき農林水産省令で定める基準に従い指定したものにつき伐採する場合
  - 九 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合
  - 十 除伐する場合
  - 十一 その他農林水産省令で定める場合
- 2 森林所有者等は、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定により提出された届出書に記載された伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況について、市町村の長に報告しなければならない。
  - 3 第一項第九号に掲げる場合に該当して森林の立木を伐採した森林所有者等は、農林水産省令で定めるところにより、市町村の長に伐採の届出書を提出しなければならない。

## ■道路法

### (道路の占用の許可)

第三十二条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- 一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
- 二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
- 三 鉄道、軌道、自動運行補助施設その他これらに類する施設
- 四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設

- 五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
  - 六 露店、商品置場その他これらに類する施設
  - 七 前各号に掲げるもののほか、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの
- 2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。
- 一 道路の占用(道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。)の目的
  - 二 道路の占用の期間
  - 三 道路の占用の場所
  - 四 工作物、物件又は施設の構造
  - 五 工事実施の方法
  - 六 工事の時期
  - 七 道路の復旧方法
- 3 第一項の規定による許可を受けた者(以下「道路占用者」という。)は、前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合においては、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なもので政令で定めるものである場合を除く外、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。
- 4 第一項又は前項の規定による許可に係る行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものである場合においては、第二項の規定による申請書の提出は、当該地域を管轄する警察署長を経由して行なうことができる。この場合において、当該警察署長は、すみやかに当該申請書を道路管理者に送付しなければならない。
- 5 道路管理者は、第一項又は第三項の規定による許可を与えようとする場合において、当該許可に係る行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

## ■河川法

### (土地の占用の許可)

第二十四条 河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。)を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

### (土石等の採取の許可)

第二十五条 河川区域内の土地において土石(砂を含む。以下同じ。)を採取しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川区域内の土地において土石以外の河川の産出物で政令で指定したものを採取しようとする者も、同様とする。

### (工作物の新築等の許可)

第二十六条 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土

交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。

- 2 高規格堤防特別区域内の土地においては、前項の規定にかかわらず、次に掲げる行為については、同項の許可を受けることを要しない。
  - 一 基礎ぐいその他の高規格堤防の水の浸透に対する機能を減殺するおそれのないものとして政令で定める工作物の新築又は改築
  - 二 前号の工作物並びに用排水路その他の通水施設及び池その他の貯水施設で漏水のおそれのあるもの以外の工作物の地上又は地表から政令で定める深さ以内の地下における新築又は改築
  - 三 工作物の地上における除却又は工作物の地表から前号の政令で定める深さ以内の地下における除却で当該工作物が設けられていた土地を直ちに埋め戻すもの
- 3 河川管理者は、高規格堤防特別区域内の土地における工作物の新築、改築又は除却について第一項の許可の申請又は第三十七条の二、第五十八条の十三、第九十五条若しくは第九十九条第二項の規定による協議があつた場合において、その申請又は協議に係る工作物の新築、改築又は除却が高規格堤防としての効用を確保する上で支障を及ぼすおそれのあるものでない限り、これを許可し、又はその協議を成立させなければならない。
- 4 第一項前段の規定は、樹林帯区域内の土地における工作物の新築、改築及び除却については、適用しない。ただし、当該工作物の新築又は改築が、隣接する河川管理施設(樹林帯を除く。)を保全するため特に必要であるとして河川管理者が指定した樹林帯区域(次項及び次条第三項において「特定樹林帯区域」という。)内の土地においてされるものであるときは、この限りでない。
- 5 河川管理者は、特定樹林帯区域を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

#### (土地の掘削等の許可)

第二十七条 河川区域内の土地において土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為(前条第一項の許可に係る行為のためにするものを除く。)又は竹木の栽植若しくは伐採をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽易な行為については、この限りでない。

- 2 高規格堤防特別区域内の土地においては、前項の規定にかかわらず、次に掲げる行為については、同項の許可を受けることを要しない。
  - 一 前条第二項第一号の行為のためにする土地の掘削又は地表から政令で定める深さ以内の土地の掘削で当該掘削した土地を直ちに埋め戻すもの
  - 二 盛土
  - 三 土地の掘削、盛土及び切土以外の土地の形状を変更する行為
  - 四 竹木の栽植又は伐採
- 3 樹林帯区域内の土地においては、第一項の規定にかかわらず、次の各号(特定樹林帯区域内の土地にあつては、第二号及び第三号)に掲げる行為については、同項の許可を要しない。
  - 一 工作物の新築若しくは改築のためにする土地の掘削又は工作物の除却のためにする土地の掘削

で当該掘削した土地を直ちに埋め戻すもの

二 竹木の栽植

三 通常の管理行為で政令で定めるもの

4 河川管理者は、河川区域内の土地における土地の掘削、盛土又は切土により河川管理施設又は許可工作物が損傷し、河川管理上著しい支障が生ずると認められる場合においては、当該河川管理施設又は許可工作物の存する敷地を含む一定の河川区域内の土地については、第一項の許可をし、又は第五十八条の十三、第九十五条若しくは第九十九条第二項の規定による協議に応じてはならない。

5 河川管理者は、前項の区域については、国土交通省令で定めるところにより、これを公示しなければならない。

6 前条第三項の規定は、高規格堤防特別区域内の土地における土地の掘削又は切土について第一項の許可の申請又は第五十八条の十三、第九十五条若しくは第九十九条第二項の規定による協議があつた場合に準用する。

#### (河川保全区域における行為の制限)

第五十五条 河川保全区域内において、次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。

一 土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為

二 工作物の新築又は改築

#### ■河川法施行令

##### (河川保全区域における行為で許可を要しないもの)

第三十四条 法第五十五条第一項ただし書の政令で定める行為は、次の各号に掲げるもの(第二号から第五号までに掲げる行為で、河川管理施設の敷地から五メートル(河川管理施設の構造又は地形、地質その他の状況により河川管理者がこれと異なる距離を指定した場合には、当該距離)以内の土地におけるものを除く。)とする。

一 耕耘うん

二 堤内の土地における地表から高さ三メートル以内の盛土(堤防に沿つて行なう盛土で堤防に沿う部分の長さが二十メートル以上のものを除く。)

三 堤内の土地における地表から深さ一メートル以内の土地の掘さく又は切土

四 堤内の土地における工作物(コンクリート造、石造、れんが造等の堅固なもの及び貯水池、水槽そう、井戸、水路等水が浸透するおそれのあるものを除く。)の新築又は改築

五 前各号に掲げるもののほか、河川管理者が河岸又は河川管理施設の保全上影響が少ないと認めて指定した行為

##### (河川区域における土地の掘削等で許可を要しないもの)

第十五条の四 法第二十七条第一項ただし書の政令で定める軽易な行為は次に掲げるものとする。

一 河川管理施設の敷地から十メートル(河川管理施設の構造又は地形、地質その他の状況により

- 河川管理者がこれと異なる距離を指定した場合には、当該距離)以上離れた土地における耕耘
- 二 法第二十六条第一項の許可を受けて設置された取水施設又は排水施設(その設置について、法第八十七条若しくは第九十五条、河川法施行法第二十条第一項又は砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第二十七条第一項の規定により、法第二十六条第一項の許可があつたものとみなされるものを含む。)の機能を維持するために行う取水口又は排水口の付近に積もつた土砂等の排除
  - 三 地形、地質、河川管理施設及びその他の施設の設置状況その他の状況からみて、竹木の現に有する治水上又は利水上の機能を確保する必要があると認められる区域(法第六条第一項第三号の堤外の土地の区域に限る。)として河川管理者が指定した区域及び樹林帯区域以外の土地における竹木の伐採
  - 四 前三号に掲げるもののほか、河川管理者が治水上及び利水上影響が少ないと認めて指定した行為

# 史跡若杉山辰砂採掘遺跡 保存活用計画

令和 2 年度・令和 3 年度国庫補助事業

発行日 令和 4 年(2022) 3 月 31 日

発行・編集 阿南市

〒774-8501 徳島県阿南市富岡町卜ノ町 12 番地 3

TEL (0884)22-1798

FAX (0884)21-1282

印刷